

新宿区みどりの基本計画（改定）
案

平成 30 年 2 月

新 宿 区

目次

第一章 計画の前提	1
1. 改定の目的.....	2
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の達成度.....	4
(1) 緑被率の目標.....	4
(2) みどり率の目標	5
(3) 公園の目標	5
(4) 区民のみどりに対する実感についての目標	5
(5) 主な施策の達成状況.....	6
4. 改定の視点.....	7
視点1 みどりや公園の多面的な活用による賑わいの創出.....	7
視点2 見える緑の創出	8
視点3 生物多様性の展開.....	9
視点4 魅力ある身近な公園の確保と充実	10
5. 計画の構成.....	11
第二章 基本計画.....	12
1. 計画の理念.....	13
2. 計画の期間.....	13
3. 計画の目標.....	14
(1) 緑被率の目標.....	14
(2) みどり率の目標	14
(3) 公園の目標	14
(4) 区民のみどりに対する実感についての目標	15
(5) 緑視率の目標.....	15
4. 基本方針	16
5. 配置方針	17
(1) 4つの配置方針	17
(2) エコロジカルネットワーク	24
6. 行動方針	29
(1) 施策の体系	29
(2) リーディングプロジェクト.....	31
第三章 施策の展開	33
1. 個別施策の展開	34
(1) 多様な主体との連携.....	34
(2) 個別施策の展開例	35
2. 地域別の展開.....	49
(1) 四谷地域.....	50
(2) 簗笥・榎地域.....	52
(3) 若松・大久保・柏木地域.....	54
(4) 戸塚地域.....	56
(5) 落合地域.....	58
(6) 新宿駅周辺地域.....	60

第一章 計画の前提



モア 4 番街



新宿御苑



おとめ山公園



甘泉園公園



神田川



早大通り

※みどりの新宿 30 選より

1. 改定の目的

1) これまでの経緯

新宿区は、平成元(1989)年3月に最初のみどりの基本計画である「新宿いきいきみどりプラン」を策定し、その後平成10(1998)年9月の改定を経て、前回の平成21(2009)年2月の改定では、新たに策定された「新宿区基本構想」(平成19(2007)年12月)を受け、そこに掲げられた「持続可能な都市と環境を創造するまち」「まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち」の実現を施策のめざす方向としました。

2) 改定の背景

みどりは、まちに彩りを添え、季節感をもたらし、日々の暮らしにうるおいとやすらぎ、活力を与えてくれます。また、美しい都市景観を形成するほか、大気の浄化や気温の変化の抑制など様々な効用を持っていますが、最初の計画策定から約30年が過ぎた今日、みどりを取り巻く状況は大きく変化しています。

平成29(2017)年5月の都市公園法の改正では、公民連携など公園の再生・活性化のための手法がより具体化し、同時に行われた都市緑地法の改正では、多様な主体による市民緑地の整備制度が拡充されました。平成29(2017)年12月策定の「新宿区まちづくり長期計画 都市マスタープラン」では、公園での多様で魅力的なイベントの開催や民間活力を活用したみどりあふれる空間づくりなど「公園を活かした賑わいづくり」が追加されました。

一方、これまでの主たる評価基準である、上空から緑の状況を見た「緑被率」だけでは、実際の都市緑化の状況を評価できないといった問題も出てきました。

さらに、地球規模での環境問題への関心が高まるなか、生物多様性の保全や自然の恵みの持続可能な利用を求める「生物多様性国家戦略 2012-2020」の策定、国連において「持続可能な開発のための目標(SDGs)」が採択されるなどの大きな動きもあります。

今回の改定は、これまでの基本的な考え方は継承しつつも、こうした背景に対応する改定を行いました。

3) 目的

3回目となる今回の改定は、人々の様々なライフスタイルやライフステージへの対応、安全で健康なまちづくりへの寄与、文化や観光との連携など、みどりの活用をさらに広げるとともに、これまで行ってきた緑地の保全及び緑化の推進をより実効性の高い計画とするために行うものです。



SDGs とは？

2030年に向けた、人間、地球、繁栄、平和及び連携のための行動計画で、経済、社会、環境のバランスのとれた持続可能な開発のための17の大目標と169の個別目標からなっています。みどりの基本計画とは6、11、12、14、15、17の大目標が特に関連しています。



2. 計画の位置づけ

「みどりの基本計画」は、まちづくりにおいてみどりが果たす役割を総合的に推進するための計画です。新宿区みどりの条例第6条に基づく「みどりの保護と育成に関する計画」であるとともに、都市緑地法第4条に定める「基本計画」であり、同時に今回の計画は、生物多様性基本法第13条に基づく「生物多様性地域戦略」の性格もあわせ持っています。

東京都と特別区と市町村で策定した「緑確保の総合的な方針」及び「都市計画公園・緑地の整備方針」を受け、東京全体でのみどり確保の一部ともなっています。

また、「新宿区まちづくり長期計画 新宿区都市マスタープラン」の個別計画であり、環境、まちづくり、景観、防災、教育、観光などの各政策分野と連携を図りながら、みどりの施策を実施していくための基本となる計画です。

なお、平成22(2010)年3月策定の「新宿区魅力ある身近な公園づくり基本方針」は、都市緑地法の改正（平成30(2018)年4月施行）によって、「みどりの基本計画」が、これまでの都市公園の整備の方針に加え、管理の方針についても定める「公園の整備及び管理に関する総合的な計画」に位置付けられることから、本計画に統合しました。

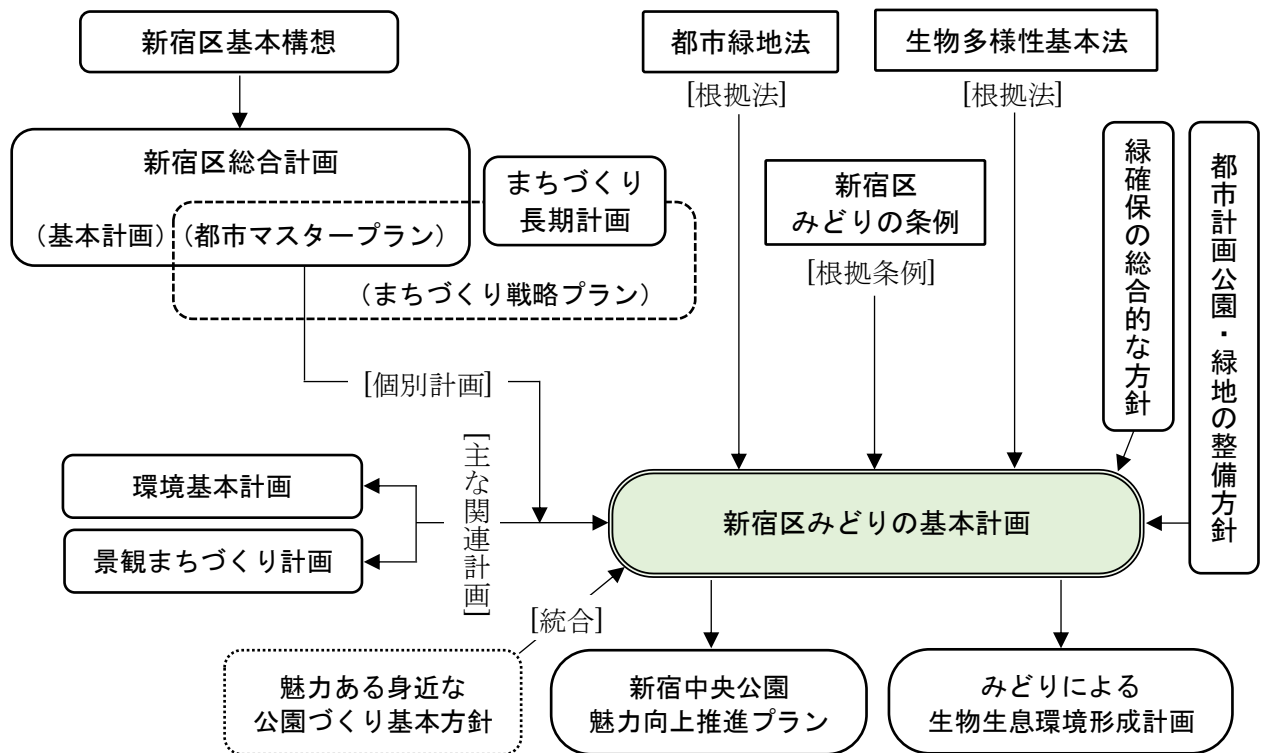


図1-1 「新宿区みどりの基本計画」の位置づけ

この計画で
「みどり」とは？

- ・ 樹木、草花などの植物
- ・ 昆虫、野鳥、小動物などの生き物
- ・ その生育に必要な土、大気、水など
- ・ 緑地、水辺、公園など

これら自然のものにより構成される環境のことをいいます。

*植物のみどりは「緑」と表示します。

3. 計画の達成度

これまでの計画の当面の計画期間（平成 20(2008) 年度より 10 年間）における、各目標のこれまでの達成度は以下のとおりです。

（１）緑被率の目標

目標：1%増 実績：0.01%増 17.48%(H27) ← 17.47%(H17)

平成 17(2005)年から平成 22(2010)年までの 5 年間に 0.40%増加しましたが、平成 27(2015)年までの 5 年間では 0.39%減少したため、10 年間ではほとんど変化しませんでした。公共的な施設での増加を民有地での減少が相殺した形となっています。

緑被面積では以下のように屋上緑化、草地はそれぞれ 5.13ha、12.79ha 増加しましたが、樹木・樹林地がマイナス 17.6ha と大きく減少しました。

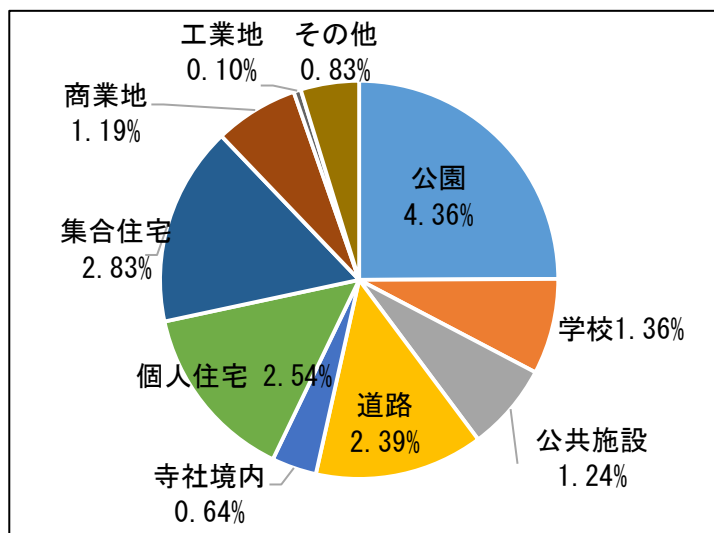


図 1-2 緑被率の土地用途別の内訳 (平成 27 年度)

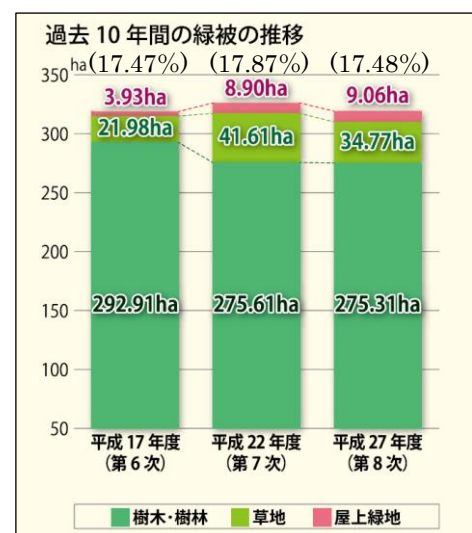


図 1-3 10 年間の緑被の推移

10 年間の土地用途別の、区全体に対する緑被率の割合の増減は次のとおりです。

表 1-1 土地用途別の緑被率の 10 年間の増減（※10 年前の集計区分に合わせています）

土地用途	緑被率の割合	増減	主な理由
公園	4.36%	-0.10	借地公園の土地返還等による減少
学校	1.36%	+0.20	屋上緑化や校庭芝生化などの学校緑化への取り組み及び既存樹木の樹冠の生長
公共施設 (社寺境内含む)	1.88%	+0.26	都営住宅や防衛省などの大規模施設での既存樹木の樹冠の生長
道路	2.39%	+0.78	山手通りや明治通り、補助 72 号線など主に都市計画道路の整備の進展に伴う増加
住宅・事業所 等民有地	7.49%	-1.13	規模の小さい建築計画での樹木の減少及び建築計画による草地の減少

(2) みどり率の目標（「緑被率」に水面と公園の緑地以外の面積を加えたものです。）

目標：1%増 実績：0.1%増 19.94%(H27) ← 19.84%(H17)

10年間に0.1%増加しました。面積でみると、公園以外の草地が8.45ha、屋上緑化面積が5.13ha増加したことに対し、公園以外の樹林・樹木の面積が12.72ha減少しました。

表1-2 土地用途別のみどり率の増減

	みどり率	公園以外の 樹木・樹林	公園以外の 草地	公園以外の 屋上緑化	公園面積	公園以外の 水面
平成17年度	19.84%	12.02%	0.78%	0.22%	6.41%	0.42%
平成27年度	19.94%	11.32%	1.24%	0.50%	6.53%	0.36%

(3) 公園の目標

目標：2ha増 実績：1.7ha減 117.6ha (H29.4) ← 119.3ha (H20.4)

1) 公園面積の達成度

10年間で、用地買収や開発等により新たに1.8haの公園を確保しましたが、借地公園の土地返還に伴う廃止等により0.6ha減少し、また都立明治公園がオリンピックに伴う再編整備により一時的に2.9ha減少しているため、区内の公園面積は1.7ha減となりました。

2) その他の達成度

区面積に対する公園面積の割合は6.4%で0.1ポイント減り、また区民一人当たりの公園面積の割合は、人口の増加もあり3.5㎡と0.4㎡減少しました。

(4) 区民のみどりに対する実感についての目標

区民意識調査による区民のみどりに対する実感には、「新宿区全体のみどりや花があると感じる区民の割合」が1.7ポイント減少、「ご自宅周辺のみどりや花があると感じる区民の割合」が1.4ポイント増加とそれぞれあまり変化せず目標には達しませんでした。「ご自宅周辺での昆虫や野鳥などの生き物がいると感じる区民の割合」は、40%以上とする目標に対し39.1%と6.2ポイント増加し概ね目標を達成しました。

表1-2 区民意識調査結果の比較（平成19(2007)年、平成28(2016)年）

指 標	平成19年	目標	平成28年	増減
新宿区全体のみどりや花があると感じる区民の割合 (たくさんある、そこそこあると回答した区民)	64.1%	70%以上	62.4%	-1.7
ご自宅周辺のみどりや花があると感じる区民の割合 (たくさんある、そこそこあると回答した区民)	63.2%	70%以上	64.6%	+1.4
ご自宅周辺での昆虫や野鳥などの生き物がいると感じる区民の割合 (たくさんいる、そこそこいると回答した区民)	32.9%	40%以上	39.1%	+6.2

(4) 主な施策の達成状況

1) 地域の貴重なみどりを守る

- ・落合地域の樹木保護施策については、新たな制度の導入には至りませんでした。
- ・保護樹木・樹林を対象に、移植の際の支援制度の創設や樹林の落ち葉回収を開始し、支援の拡大を図りました。
- ・新たに特別保護樹木制度の導入と指定を行いました。
- ・「区民ふれあいの森」を整備（おとめ山公園の拡張）しました。
- ・外濠の活用として菜の花の播種を行いました。
- ・宮田橋公園とこれにつながる河川管理通路を、神田川河川公園とする都市計画の変更を行いました。
- ・神田川ふれあいコーナーや親水テラスを整備し、講座の実施や一般開放などの活用を図りました。

2) 新たなみどりを増やす

- ・公共施設の緑化では、緑化計画書制度を活用して一部で基準以上の緑化を行いました。また、バス停の緑化や神田川の護岸緑化を推進しました。
- ・新たに「内藤町けやき公園」を整備しました。
- ・「みどりの推進モデル地区」及び「屋上緑化推進モデル地区」の指定を行い、緑化の推進を図りました。

3) 新宿ならではの特色あるみどりをつくる

- ・屋上緑化助成制度を導入しました。
- ・みどりのカーテンづくりを推進しました。
- ・道路整備に合わせた街路樹の植栽や、街路樹管理指針に基づいた維持管理を行いました。
- ・「魅力ある身近な公園づくり基本方針」を策定しました。
- ・東戸山小学校とみなみもと町公園に地域拠点ビオトープを設置しました。
- ・「玉川上水を偲ぶ流れ」（玉川上水・内藤新宿分水散歩道）を整備しました。

4) みどりの啓発としくみづくり

- ・東京都の「公開空地等のみどりづくり指針」と連携した質の高い公開空地づくりを誘導しました。
- ・東京都と「緑確保の総合的な方針」を策定し、緑地の保全に努めました。
- ・新宿中央公園に指定管理者制度を導入し、管理の効率化と多彩な運営により利用者の利便性向上を図りました。
- ・新宿区造園防災協力会と災害時の協力関係について協定を締結しました。

4. 改定の視点

今回の改定に当たっては、都市緑地法及び都市公園法の改正、都市緑化の評価の課題、生物多様性の推進などの背景を受けた4つの視点を主として施策をすすめます。

視点1 みどりの多面的な活用による賑わいの創出

1) 現状と課題

ライフスタイルや価値観の多様化にともない、賑わいや交流、都市景観といった、人々のみどりに求めるニーズも変化してきています。また、外国人観光客は年々増加しており、平成32(2020)年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、今後も賑わいや憩いなど様々な楽しみ方を求めて新宿のまちを訪れる来街者がさらに増加することが予想されます。

このように多様化・高度化するニーズに対応するためには、都市のみどりの多面的な活用が求められているとともに、その推進にあたっては、区だけでなく、区民、企業、NPOなど多様な主体と連携し協力していくことが必要になります。

公園においては、民間活力の活用、使用基準や利用ルールの見直しなど、地域特性に応じた活用を展開し、公園を柔軟に使いこなすことが必要です。

また、丹精込めた自宅の庭や、企業、大学、病院などが管理する緑地など、民間の良好なみどりの活用を図っていくことも必要です。

2) 視点への対応の方向性

現在あるみどりのストックを最大限活かし、使いこなしていくため、「みどりを活用する」を新たに基本方針として位置づけ、様々な主体と協力、連携したみどりの活用を図ります。

公園での活用事例



イブニングバー



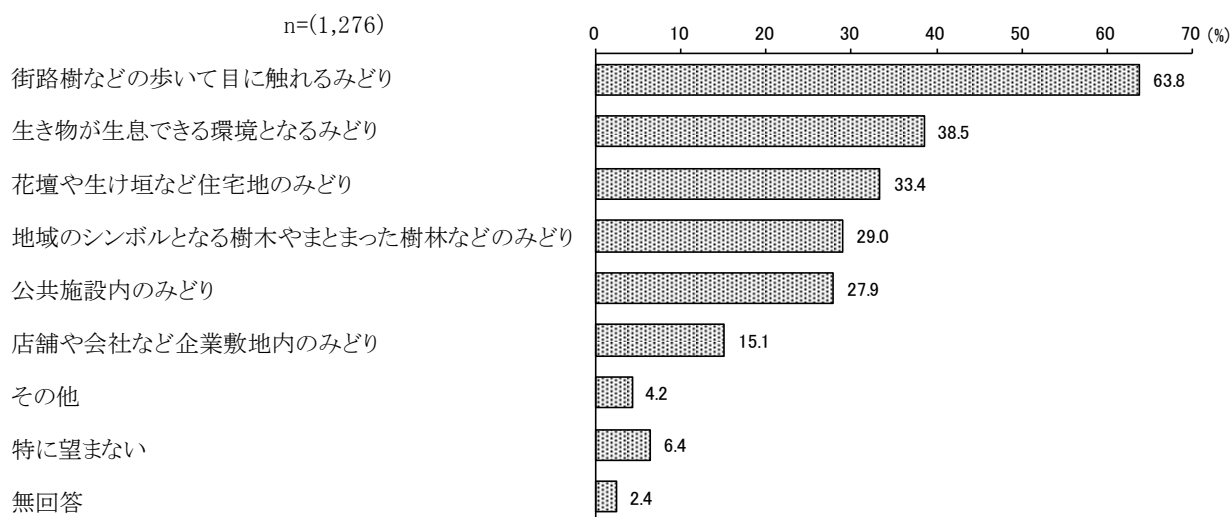
ツリークライミング

視点2 見える緑の創出

1) 現状と課題

区民の生活空間の中で、歩きながら目に見えて、生活に潤いを与えている緑があります。そして、緑の確保が厳しい商店街などでも、建物の壁面緑化、駐車場緑化、プランターなどによって、商店街の環境を改善しようとする取り組みも始まっています。区民意識調査の結果でも以下のように歩いて目に触れるみどりの充実への要望が最も多くなっています。

表1-2 充実を望むみどりの種類（区民意識調査の結果、平成28(2016)年度）



※見える緑の例



これまで、緑を測る指標としては面的な緑を捉えた「緑被率」を用いてきましたが、市街化の進んだ新宿では、面的な緑化が困難でありなかなか増やすことができていません。一方で、接道部の植込みや壁面緑化は年々増加を続けていますが、こうした緑は緑被率では測れず、街を歩く人たちに快適な景観を提供するためのこの「見える緑」に対する価値の評価が必要となっています。

2) 視点への対応の方向性

目標の一つとして、新たに目に見える緑を測る「緑視率」を導入し、主要な場所での緑視率の増大とみどりの質の向上を図ります。

視点3 生物多様性の展開

1) 現状と課題

昼間人口 80 万人近くを擁する本区は、水や食料やエネルギーだけではなく、さまざまな自然の恵み（生態系サービス）の巨大な受け手です。私たちの活動は自然に対して大きな影響を持つものであることから、暮らしや事業活動には生物多様性に配慮したライフスタイルが求められています。また、生活に欠かせないこの自然の恵みがどこから来ているのかに思いを巡らすことも必要です。

自然の減りつつある新宿区ですが、平成 28(2016)年度の生き物調査ではハヤブサ、カワセミなどの絶滅危惧種や20年前の調査では確認されなかったタヌキが確認され、自然の回復する様子もうかがえます。一方で、国外からや国内の他の地域からの多くの外来生物の存在も確認されています。

生物多様性とは

私たちは、水や空気、食料などの清浄な自然がないと生きていくことができません。その自然は、山、里、海、空、森、干潟、農地、川などの多彩な環境と、それぞれの環境の中で生きている多くの生き物が、つながり、支えあい、バランスを保つことで成り立っています。

この多くの環境や、私たち人間も含めた生き物のつながりを生物多様性といい、これがしっかりと守られていることにより、様々な自然の恵みを受けることができます。

近年は、自然と文化（人間）のかかわりの視点を重視した「生物文化多様性」という言葉も使われています。

一方で、生物多様性への認知度はまだ 16.7%と低く、自然の恵みの価値に対する意識は低下している（「環境問題に関する世論調査」、平成 26(2014)年度、環境省）ことから、生物多様性への理解の不足が課題となっています。また、新宿区の限られた環境の中での理解を深めるための自然体験の場や機会の不足も課題です。

外来生物では、特にハクビシンやアライグマ、セアカゴケグモやヒアリ、クビアカツヤカミキリやツマアカスズメバチ、植物ではアレチウリやオオカワヂシャなど人や環境に大きく影響を及ぼす種への対策が課題となっています。

2) 視点への対応の方向性

施策の各分野に生物多様性の視点を組み込み、様々な機会を捉えて生物多様性の向上と理解を深めるため、生態系サービスに対応するみどりの施策を充実します。

身近にある自然の恵み（生態系サービス）の例

供給サービス	調整サービス	生息・生育地サービス	文化的サービス
生活に重要な資源	暮らしの安全	生き物の基盤の確保	安らぎや豊かの恩恵
・空気、水、食べ物 ・燃料、紙、天然繊維 ・医薬品、化粧品 ・ペット、観葉植物	・ヒートアイランドの緩和 ・都市型水害の緩和 ・CO ₂ の固定	・神田川のアユ ・江戸野菜（内藤トウガラシ、成子ウリ等） ・落合のホタル	・自然地への観光 ・料理 ・菊花展 ・桜の花見、紅葉狩り ・文学、音楽、デザイン等へのインスピレーション

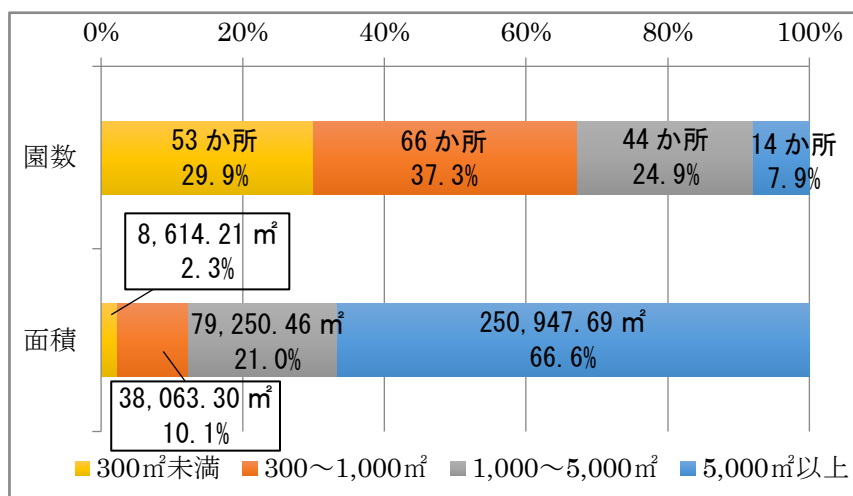
視点4 魅力ある身近な公園の確保・充実

1) 現状と課題

本区の公園は、約 117ha、3.46 ㎡/人（平成 29(2017)年 4 月 1 日現在）で、必ずしも公園が充足した状況にあるとは言えません。一方、区内は土地利用が高度化しており、新たな公園用地を取得することがなかなか困難な状況にあります。

こうした中、今後もできる限り公園の確保に努めていく一方、新宿ならではの活発な都市開発などの動きに併せて新たに設置されるオープンスペースを公園的な空間として活用していくことが必要です。

また、本区の区立公園は、1,000 ㎡未満の小規模な公園が 3 分の 2 を占めています。そこで、小規模な公園を中心に、その公園が地域で果たす役割を明確化し、個々の公園の個性や特色を高めていくとともに、近接する公園同士で公園機能の分担を図ることが必要です。



区立公園の現況（平成 29（2017）年 4 月 1 日現在）

公園の確保や機能向上を図る一方、公園を誰もが安全かつ安心して利用できる場所にしていくことも大変重要です。そこで、ユニバーサルデザインの推進や、老朽化している施設の計画的な更新が必要となります。

2) 視点への対応の方向性

施策の各分野に公園及び公園的な空間の確保や機能分担、施設の更新の視点を組み込み、公園機能の充実を図ります。



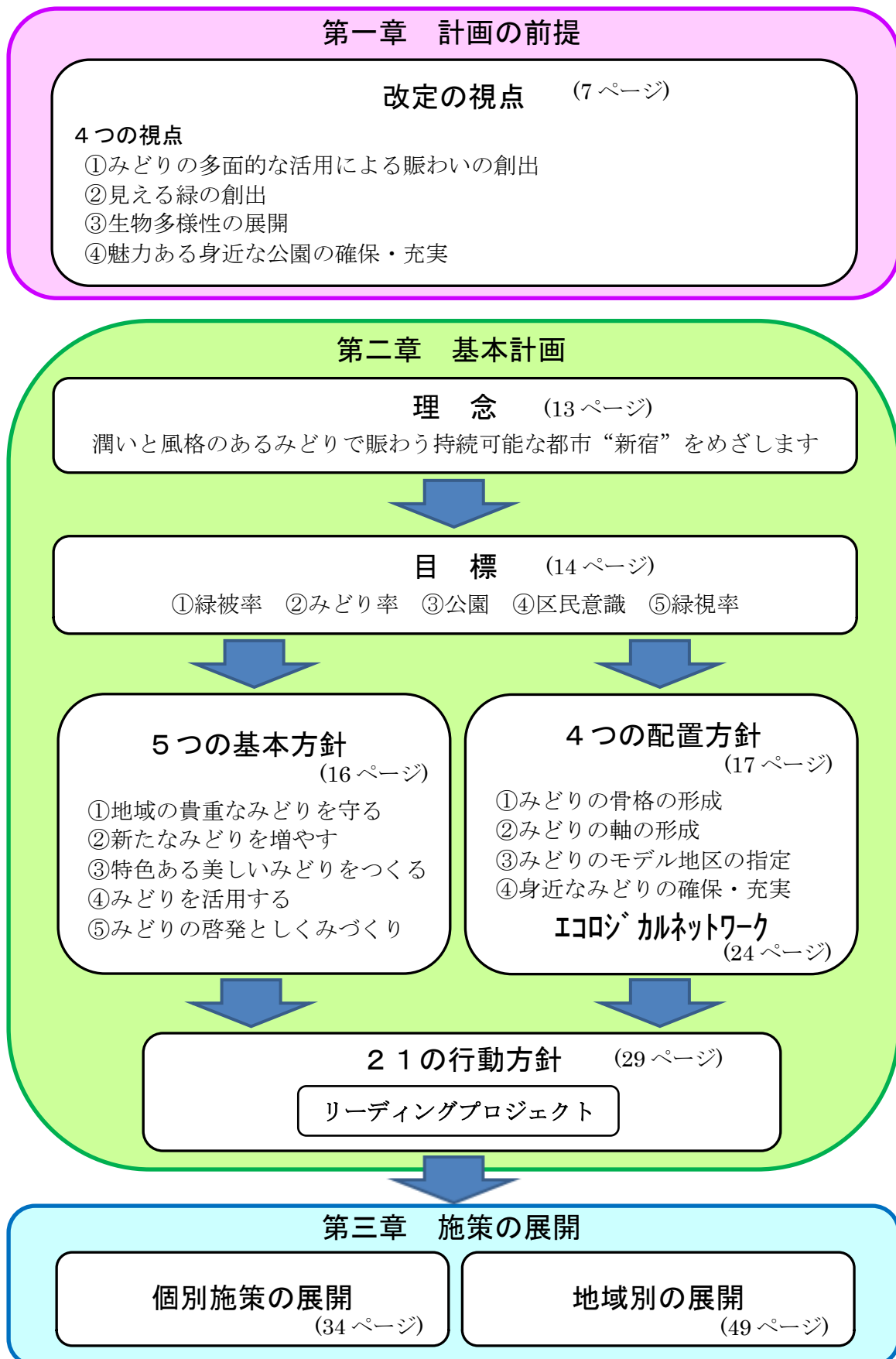
老朽化した新宿中央公園遊具の更新
（平成 30(2018)年 3 月に完成）



なんど児童遊園
（平成 30(2018)年度改修予定）

5. 計画の構成

この計画の構成は次の通りです。



第二章 基本計画



西大久保児童遊園



西武線脇の大久保つつじ



バス停緑化



モザイク通り



神田川の護岸緑化



あかぎ児童遊園

※新宿区内のみどりの事例です。

1. 計画の理念

<理 念>

潤いと風格のあるみどりで賑わう持続可能な都市“新宿”をめざします。

これまでの理念を引き継ぎつつ、オープンスペースの多面的な活用への要求から、みどりあふれる空間での憩いと多彩な利用による賑わいづくりをすすめるため、“賑わい”というキーワードを取り入れました。また、将来に残る立派な新宿らしい風格のあるみどりを創出していきます。

理念の達成イメージとしては、「多様な美しい自然との出会い、ふれあい」「都市生活を豊かにする風格のある新宿らしいみどり」「やすらぎと活力、賑わい」です。

<理念のイメージ>

多様な美しい自然との出会い、ふれあい

都市生活を豊かにする風格のある新宿らしいみどり



やすらぎと活力、賑わい



2. 計画の期間

(1) 当面の目標の計画期間

平成 30(2018)年度から平成 39(2027)年度までの 10 年間を、当面の目標の計画期間とします。

(2) 将来の目標の想定期間

21 世紀後半までを、将来の目標の想定期間とします。

3. 計画の目標

計画の目標を次のとおり設定します。

(1) 緑被率の目標

【現在の緑被率 17.48%】

当面の目標 10年間で緑被率を1%アップします。

将来の目標 区全体の緑被率を25%にします。

今後は、公園、学校、道路、河川などの公共空間のみどりをより一層増やしていくとともに民有地のみどりの減少を抑えることによって、今後10年間で緑被率1%（18.2ha）のアップをめざします。

(2) みどり率の目標

【現在のみどり率 19.94%】

当面の目標 10年間でみどり率を1%アップします。

将来の目標 区全体のみどり率を27%にします。

「みどり率」とは、「緑被率」に「公園内の緑で被われていない面積の割合」と「河川等の水面が占める割合」を加えたもので、東京都が用いている指標です。

(3) 公園の目標

【現在の公園面積 117.28ha】（区全体の6.36%、区民一人当たり3.46㎡）
（平成29(2017)年4月1日現在の公園面積、同時点の住民登録人口 339,339人）

当面の目標 10年間で新たに2haの公園面積を確保します。

（区民一人当たり公園面積3.4㎡※）

将来の目標 公園等の面積を区全体の8%（約145ha）にします。

（区民一人当たり公園面積5㎡）

※想定人口 352,817人(平成39(2027)年4月) 出典：新宿自治創造研究所(平成30(2018)年1月)

当面の目標は、区立公園と都立公園（改修中の明治公園を除きます。）の確保目標量、そして将来の目標については、この他に公園的な空間も含めます。

(4) 区民のみどりに対する実感についての目標

「新宿区区民意識調査」の結果を用いて目標を以下のように設定します。

表 2-3 区民のみどりに対する実感についての目標

指 標	平成 28 年 (2016 年)	当面の目標
新宿区全体の緑や花が《あると感じる》区民の割合 (たくさんある、そこそこあると回答した区民)	62.4%	70%
ご自宅周辺の緑や花が《あると感じる》区民の割合 (たくさんある、そこそこあると回答した区民)	64.6%	70%
ご自宅周辺でのチョウやトンボ、野鳥などの生き物が 《いると感じる》区民の割合 (たくさんいる、そこそこいると回答した区民)	39.1%	50%

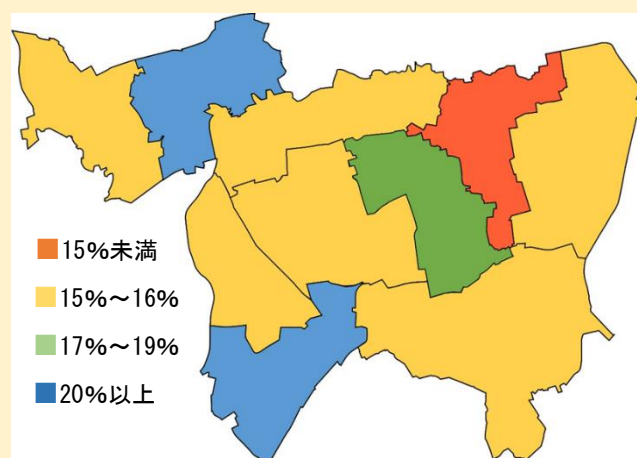
(5) 緑視率の目標

【現在の緑視率 18.2%】

当面の目標 緑視率を 20% にします
将来の目標 緑視率を 25% にします

人が立って目に見える緑の割合を「緑視率※」と言い、日常生活の実感として捉えられます。ビルや住宅、商業施設等が密集している都心部である新宿をより魅力的なまちとしていくために、この人々が歩く目線から緑を評価する「緑視率」を新たな指標として設定します。

平成 28(2016)年に区内を 230m メッシュで区切りその交点に近い 287 か所の交差点で行った調査での緑視率の平均値は 18.2%でした。これから 1.8%アップを目指し、緑視率 20%を目標として設定します。



平成 28(2016)年度の緑視率調査結果



緑視率約 5%



緑視率約 39%

緑視率

人の目から見える緑の割合。

新宿区では立った位置(地上 1.5m)で撮影した、写真の中に占める緑の割合として算出しています。

4. 基本方針

計画の理念と目標を実現するための施策の方向性を示す5つの基本方針を定めます。

I 地域の貴重なみどりを守る

減少しつつある樹木・樹林を、区民・事業者と協力しこれらのみどりが将来にわたって残るように努めます。また、生物多様性の保全を図るとともに、樹林や水辺など豊かな自然が残る公共空間では、自然性の保持をすすめます。



保護樹林（新宿6丁目）

II 新たなみどりを増やす

公共施設の緑化、公園の確保をはじめ、住宅地や商業地といった民有地でもみどりを増やしていくための方策をすすめていきます。さらに、「緑視率」の指標を取り入れ、道路の植え込みや壁面緑化などの人の目に見えるみどりを増やしていきます。



公共施設緑化（せせらぎの里）

III 特色ある美しいみどりをつくる

西新宿の高層ビル街、新宿駅周辺の繁華街の他にも、神楽坂のような江戸情緒のある街並みや閑静な住宅街などそれぞれの地域特性を踏まえて、そのまちにふさわしい「特色のある美しいみどり」やビオトープづくりをすすめます。



花のカゴ（新宿3丁目）

IV みどりを活用する

人々のライフスタイルや価値観の多様化に伴う様々なニーズに応えていくために、公園や緑地、水辺の活用をすすめ、生物多様性の充実を図りながら、みどりの魅力や価値を高めていきます。



園児の公園利用（おとめ山公園）

V みどりの啓発としくみづくり

様々な手法による緑化や生物多様性の普及と推進、安心して利用できる公園の整備と管理をすすめるための制度やしくみの充実及び情報発信を進めていきます。



みどりの協定（上落合）

5. 配置方針

計画の理念と目標の具体的な実現のため、みどりの配置について 4 つの配置方針を定め、これを具体的に地図上に表した「みどりの配置方針図」を示します。また、緑地や水辺の配置を生物多様性の視点からみた「エコロジカルネットワーク」を示します。

(1) 4 つの配置方針

I みどりの骨格の形成

「都市に潤いを与える水辺やみどりのつながり」として、新宿区都市マスタープランで位置づけられる「環（わ）」を保全・強化し、本区のみどりの骨格を形成するとともに、区の枠を超えた広域的なみどりの広がりをつづいていきます。

1) 「水とみどりの環」

本区の外周に沿った神田川、妙正寺川や外濠の水辺や、連続する外濠の緑地、明治神宮外苑、新宿御苑のみどりを「水とみどりの環（わ）」と位置づけ、水に親しめる空間や自然を感じることができる空間、さらに、地域の人々や訪れる人々が、憩い回遊できる連続した空間を形成します。



神田川沿いのみどり（高田馬場）

2) 「七つの都市の森」

新宿中央公園周辺、戸山公園周辺、落合斜面緑地、早稲田大学周辺、外濠周辺、明治神宮外苑周辺、新宿御苑周辺のまとまったみどりを「七つの都市の森」と位置づけ、みどりの保全と拡充を進め、住む人、働く人、訪れる人などが豊かなみどりを感じながらやすらぐことができる空間を形成します。また、賑わい空間の形成や防災機能を充実させ、生物多様性等に配慮したみどりのネットワークの形成を進めます。



七つの都市の森（戸山公園）

3) 「風のみち（みどりの回廊）」

明治通りと新宿通りから中央通りを「風のみち」と位置づけ、緑陰のある街路樹の整備や、沿道建築物の緑化をすすめます。そうしたみどりと身近な地域のみどりをつなげ、「水とみどりの環」や「七つの都市の森」とを結びさわやかな風を導く、厚みと広がりをもった、みどり豊かな都市空間を形成します。



明治通りの街路樹（新宿2丁目）

Ⅱ みどりの軸の形成

新宿区都市マスタープランで「緑陰豊かな街路」に位置づけられた路線を、本計画では「みどりの軸」と位置づけ、①緑量のある街路樹の整備や管理、②沿道建築物の緑化をすすめ、道路空間のみどりを広げ、都市にみどりの軸をつくります。特に重要な路線は、「みどりの軸重点路線」としてみどりの充実を図ります。また、「将来の都市構造」における賑わいや生活の拠点となる心（しん）とのネットワークを進めます。



緑量のある街路樹（早大通り）

Ⅲ みどりのモデル地区の指定

新宿区みどりの条例第 24 条のみどりのモデル地区を指定し、みどりの保護と育成をすすめます。なお、都市緑地法第 4 条第 2 項第 8 号の「緑化重点地区（重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区）」は区全域を指定します。

1) みどりの保全モデル地区

みどり豊かな住宅地が多くを占め、開発等による緑被の減少が多い落合地域を中心に、みどりの保全モデル地区を指定し、今あるみどりの保全をすすめます。



2) みどりの推進モデル地区

緑被率が低い榎、簗笥地域を中心に、みどりの推進モデル地区を指定し、緑化を推進します。



3) 屋上緑化等推進モデル地区

建ぺい率、容積率が高く、中高層の耐火建築物が多い新宿駅周辺地域を中心に、屋上緑化等推進モデル地区を指定し、積極的に屋上緑化、壁面緑化を推進します。なお、モデル地区は、公園型、ビオトープ型、農園型などに分類して設定し、屋上緑化の多様化と活用を推進します。



4) 緑視モデル地区

緑視率が低い地域や交差点などをモデル地区として指定し、目に見えるみどりの増やし方やその効果を普及啓発することで、区内での緑視率向上を推進します。



Ⅳ 身近な公園の確保・充実

地域に密着した身近な公園について、量と質の両面から充足させていくため、新たな公園の確保、既存公園の機能の充実を図っていきます。

なお、公園の確保・充実に関する具体的な方針は次の通りです。

1) 身近な公園の確保

身近な範囲に公園を充足させていくため、公園配置の最小単位として、幹線道路や鉄道で区切られた区域ごとに、区内を52の地区（公園区）に分けました。

そのうえで、公園の利用域（※1）が各公園区の区域に占める割合に基づき、公園区ごとの公園の充足状況を評価し（※2）、原則として公園が不足している公園区及びその周辺部を「公園整備を促進するエリア」として、公園を優先的に整備していきます。

また、その他の公園区においても、小規模な公園等の使いやすさや安全性の向上など、公園の機能や効用を高めていくため、公園の整備を進めていきます。

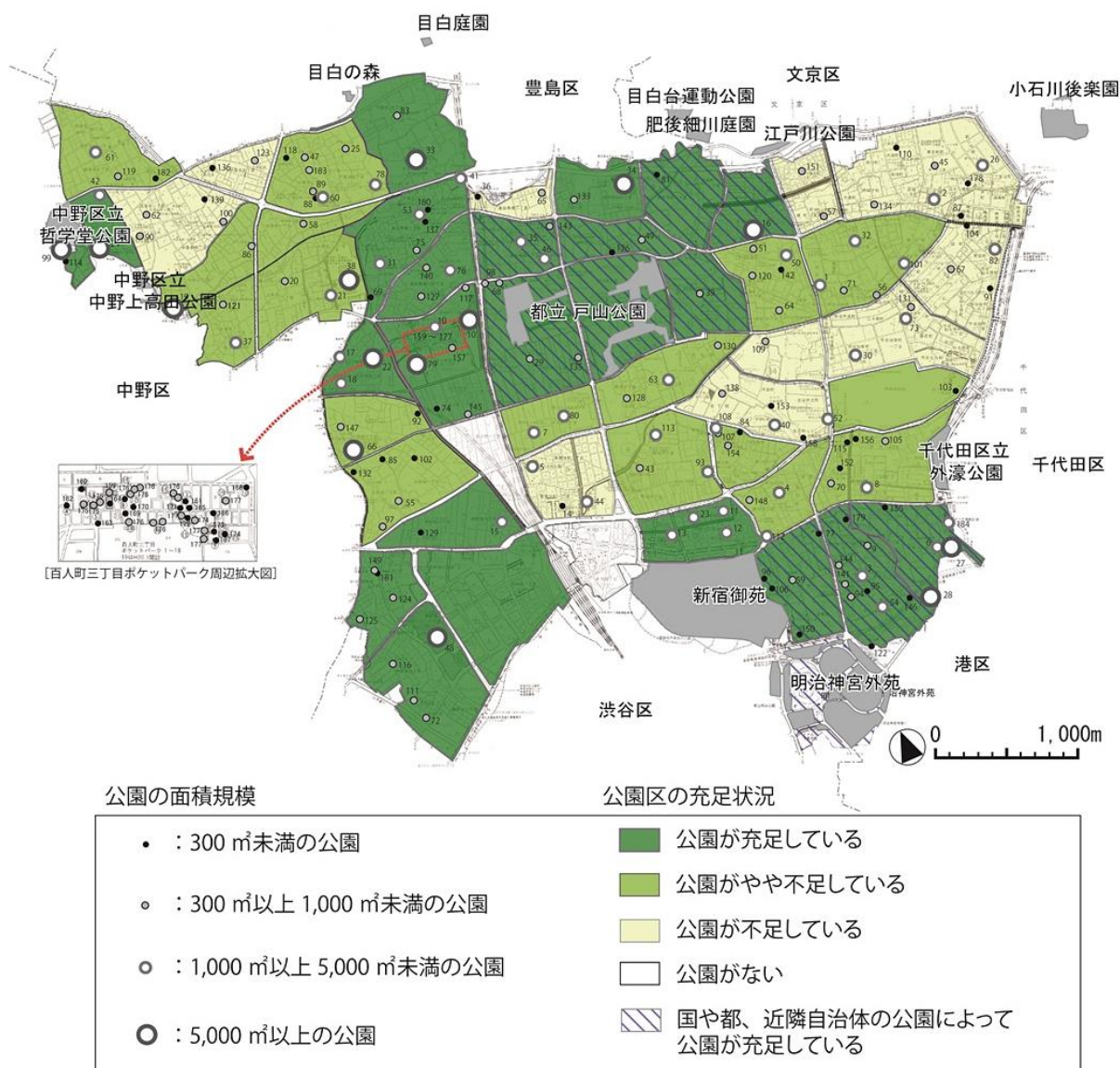


図 2-1 公園の充足状況（平成 29(2017) 年度）

※1 公園の利用域

公園の面積をもとに、その公園を日常的に利用する人が居住するエリアを想定し表すために用いた概念。

みどりの基本計画に掲げる将来の公園の確保目標量（区全体の面積の8%）に基づき、身近な公園（区立公園）の確保目標量を区全体の面積の3%、大規模な公園（国、都の公園等）を区全体の面積の5%と設定し、この率を公園利用域の範囲を算出する標準としました。

身近な公園の利用域＝区域面積の3%が当該公園に占められている区域

大規模な公園の利用域＝区域面積の5%が当該公園に占められている区域

（算定式）

- ・身近な公園の公園利用域の算出方法 公園面積×100／3 を利用域の面積として計算。
円の半径は（利用域の面積÷ 3.14）の平方根で算出。
- ・大規模な公園の公園利用域の算出方法 公園面積×100／5 を公園利用域の面積として計算
円の半径は（利用域の面積÷ 3.14）の平方根で算出。

※2 公園の充足状況に関する評価の考え方

公園の充足状況は、各公園区の面積に対して、上記の公園利用域が占める割合をもとに、以下のように評価しました。

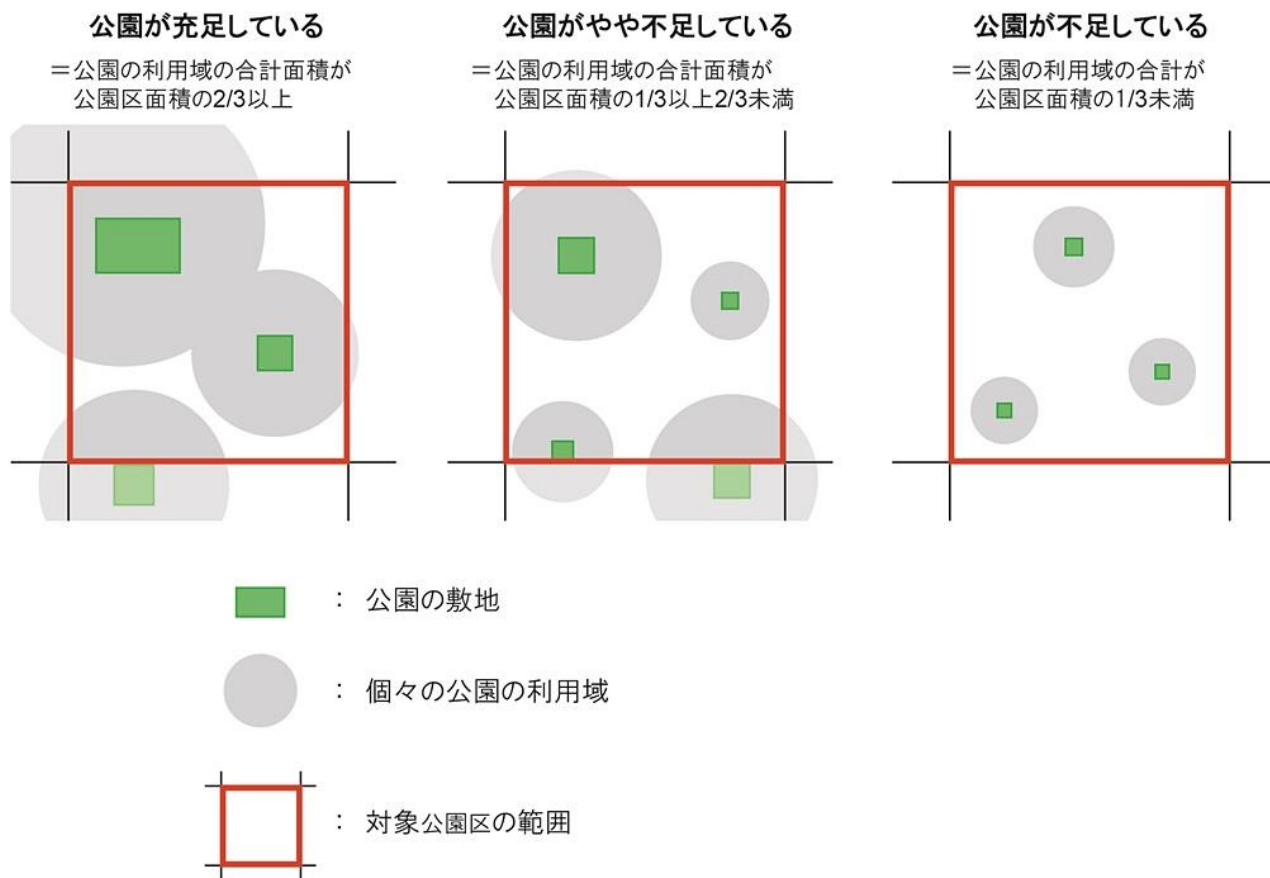


図2-2 公園の充足状況に関する評価の考え方

2) 公園機能の配置と分担

区全体で、公園の機能がバランスの取れた配置になるよう、次の方針に沿って公園機能の配置と近接する公園同士による機能分担をすすめます。

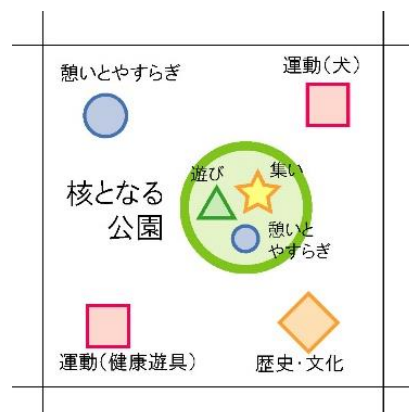
① 核となる公園

(ア) 大規模な公園（面積概ね 1ha 以上）

区内の公園を代表とするような特色を持つ大規模な公園で、防災・景観形成等の面から重要な役割を果たす公園を「地域の中核となる公園」に位置づけます。

(イ) 中規模の公園（面積概ね 1,000 m²以上）

公園に求められる機能を複数担っている中規模の公園について「核となる公園」として 1 公園区につき 1 か所以上を位置づけます。



② 公園機能の充実

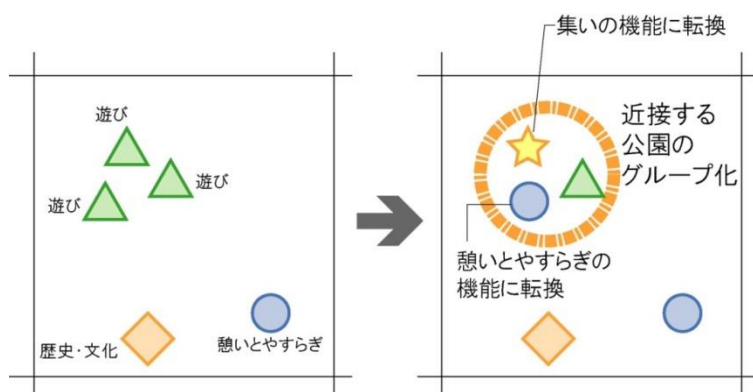
利用の視点から求められる主な機能を次のとおりとし、地域の人口構成や土地利用などを考慮のうえ、各機能がバランスよく地域に配置されるように機能の充実を図っていきます。

- (ア) 憩いやすらぎ：休息や散策、自然とのふれあいなどを楽しめる公園
- (イ) 遊び：遊具を中心とする子どもの遊びに対応した公園
- (ウ) 運動：健康器具や多目的広場等があり健康づくりに取り組める公園
- (エ) 集いと賑わい：イベントなど人々が集い、まちに賑わいを創出する公園
- (オ) 歴史と文化：まちの記憶となる歴史・文化資源を有する公園

なお、「遊び」機能の公園が近接している場合には、幼児・児童などの対象年齢別に「遊び」機能を整備することを検討します。

③ 公園の機能分担

複数の機能を持った核となる公園の確保が難しく、かつ不足する機能がある地区では、近接する公園を一つのグループとして捉え、グループ内で機能分担を進めることで不足する機能を充足していきます。



④ 公民連携の推進

公園の「賑わい」機能をより一層充実させるため、区民や民間事業者などの多様な主体と、管理運営について連携を進めます。

特に、以下に挙げる公園を中心として、公募設置管理制度といった民間資金を活用した施設管理手法の導入を図ることで、地域の特性に応じた賑わいを創出します。

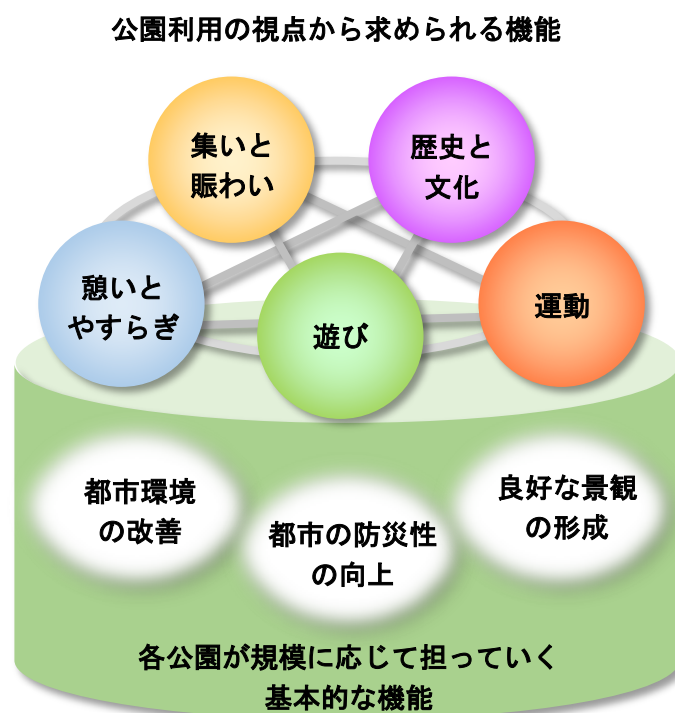
- (ア) 新宿駅周辺地域など業務商業施設が集積している地域にある公園
- (イ) 地域の中核となる大規模公園
- (ウ) 公共施設や観光拠点と近接し、連携することで賑わいをつくりだすことが可能な公園

公園が担う機能の考え方

都市の公園には、大きく二つの機能があります。

一つは、公園が存在することで発揮される機能です。具体的には、ヒートアイランド現象の緩和や大気浄化、生き物の生息地の保全・再生などの「都市環境の改善」、災害時の避難地や延焼防止機能などといった「都市の防災性の向上」、さらには「良好な景観の形成」などがあります。こうした機能は、全ての公園がその規模等に応じて担っている基本的な機能です。

もう一つは、「憩いとやすらぎ」「遊び」「運動」「集いと賑わい」「歴史と文化」といった利用の視点から求められる機能です。こうした機能については、各公園の特性や地域のニーズなどに即して、適切な配置を進めていく必要があります。



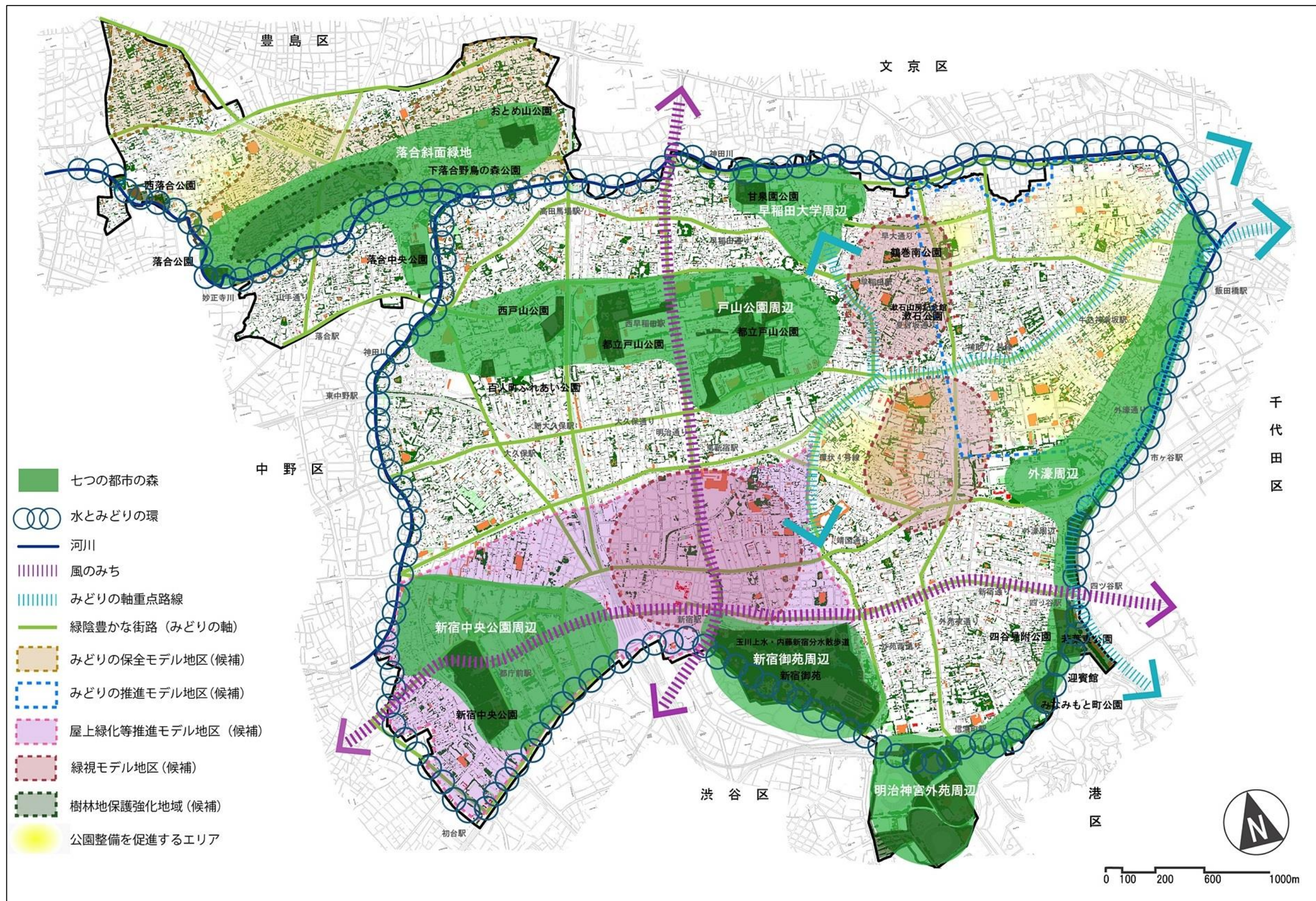


図 3 - 3 みどりの配置方針図

(2) エコロジカルネットワーク

1) エコロジカルネットワークとは

緑地や水辺の配置やつながりを生き物の視点で見たものを、エコロジカルネットワークといいます。

生き物の生息地や生育地（繁殖地）としては、その量、規模、質（樹林、草地、水辺など）や連続性等を考慮する必要があり、みどりの配置方針による緑地等の整備にあたっては、このエコロジカルネットワークにも配慮していきます。

また、それぞれの生き物の生態や移動距離の違いによって、区内、都内、日本国内、世界と様々な段階でのネットワークが必要になります。ここでは、半径 5km 程度の区内を中心としたネットワークと半径 10km 程度の広域なネットワークの例について示します。

(対象となる生き物の例)

表 3-1 のように種によって動物の移動距離は異なります。新宿区内の範囲では、コゲラ、カワセミ、シジュウカラ、シオカラトンボ、アゲハチョウなどが関わり、広域では、カワウ、アブラコウモリ、オニヤンマなどが関わります。これらの種による移動の違いや区内外のつながりを考慮してネットワークづくりをより強化していきます。

表 3-1 動物の移動分散の距離（※日本緑化工学会誌 37(1)p205 を基に、区内で生息している生き物で作成）

分類群	サイズ	移動	該当種	新宿区			広域	
				1/2,500~5,000	1/10,000~25,000	1/50,000~	100m	10 km
哺乳類	中型	陸上（歩行）	タヌキなど					2km
	小型	陸上（歩行）	ネズミ類（アカネズミなど）	100m				
	小型	飛翔	コウモリ類（アブラコウモリなど）					20~70km
	小型	地中	モグラ類（アズマモグラなど）	50m 以内				
鳥類	大～中型	飛翔	オオタカ、カワウ、ツバメなど					20~数 100km
	小型	飛翔	カワセミ、シジュウカラ、コゲラなど		4km			
爬虫類	-	陸上（地這）	トカゲ類（トカゲ、カナヘビなど）	50m 以内				
		陸上（地這）	ヘビ類（シマヘビ、アオダイショウなど）	不明				
		陸上（地這）・水中	カメ類（ニホンイシガメなど）	100~200m				
両生類	大型	陸上（地這）	カエル類（アズマヒキガエルなど）		0.2~1.5km			
	中～小型	陸上（地這）	カエル類（シュレーゲルアオガエルなど）	200~600m				
昆虫類	-	飛翔（強）	バッタ類（トノサマバッタなど）		1~2km			
		飛翔（弱）	バッタ類（クツワムシ、ヒガシキリギリスなど）	100m				
		飛翔	セミ類（クマゼミ、ミンミンゼミなど）		1 km			
		飛翔	トンボ類（シオカラトンボ、アジイトトンボなど）		0.7~3km			
		飛翔（強）	トンボ類（オニヤンマなど）					30km
		飛翔	チョウ類（アゲハチョウなど）	400~600m				
		飛翔	甲虫類（カブトムシ、カナブンなど）		50m~1km			

—▶ 移動分散の直線距離の最大値

—● 移動分散の直線距離の平均値

2) 新宿区のエコロジカルネットワーク

①ネットワーク図

コゲラやシオカラトンボを例として、主要な緑地、水域、コリドー（移動空間）とそのネットワークを図3-4に示します。また、今後の生物多様性や緑化のネットワークをより強化するために、その強弱も示しました。

強固なネットワークは、神田川から北側にかけてのおとめ山公園などの崖線沿い、南側の新宿御苑、神宮外苑、明治神宮、外濠、皇居のつながりが挙げられます。貧弱なネットワークは、戸山公園と南北を結ぶライン、新宿中央公園と周辺緑地とのつながりが挙げられます。

②ネットワークの形成手法

南北を走る主要幹線道路には、緑量のある街路樹が整備された箇所もあり、今後は、幹線道路の街路樹の強化などで、強いネットワークが形成できると考えられます。東西に関しては、主要な緑地がなく、幹線道路が非常に重要なネットワークとなるため、幹線道路を中心に街路樹による緑化が今後より重要な課題だと考えられます。

また、区内のネットワークを有効に機能させるためには、周辺の環境が大切であるため、隣接する自治体との連携をすすめます。

③ネットワーク例

- ・コゲラを指標とした場合、繁殖可能な緑地としては2ha以上とされ、通常の飛翔距離が500m～1000mとされているので、緑地同士が500m以内であればつながりが強いと考えられます。
- ・水域が必要なシオカラトンボを指標とした場合、飛翔距離は700m～3kmとされているので、水域同士が700m以内であればつながりが強いと考えられます。
- ・カワセミを指標とした場合、飛翔距離は数km～20kmとされています。区内ではおとめ山公園、神田川、新宿御苑など周辺部の数か所で確認されています。区内での繁殖は確認されていないので、周辺からの飛翔と考えられます。区内での水辺を中心とした生息環境の整備や周辺地域との連携による環境整備により、区内の多くの個所でも見られるようになる可能性があります。
- ・飛翔距離の短い昆虫などのためには、草地のコリドー（移動空間）の保全と創出が大切です。

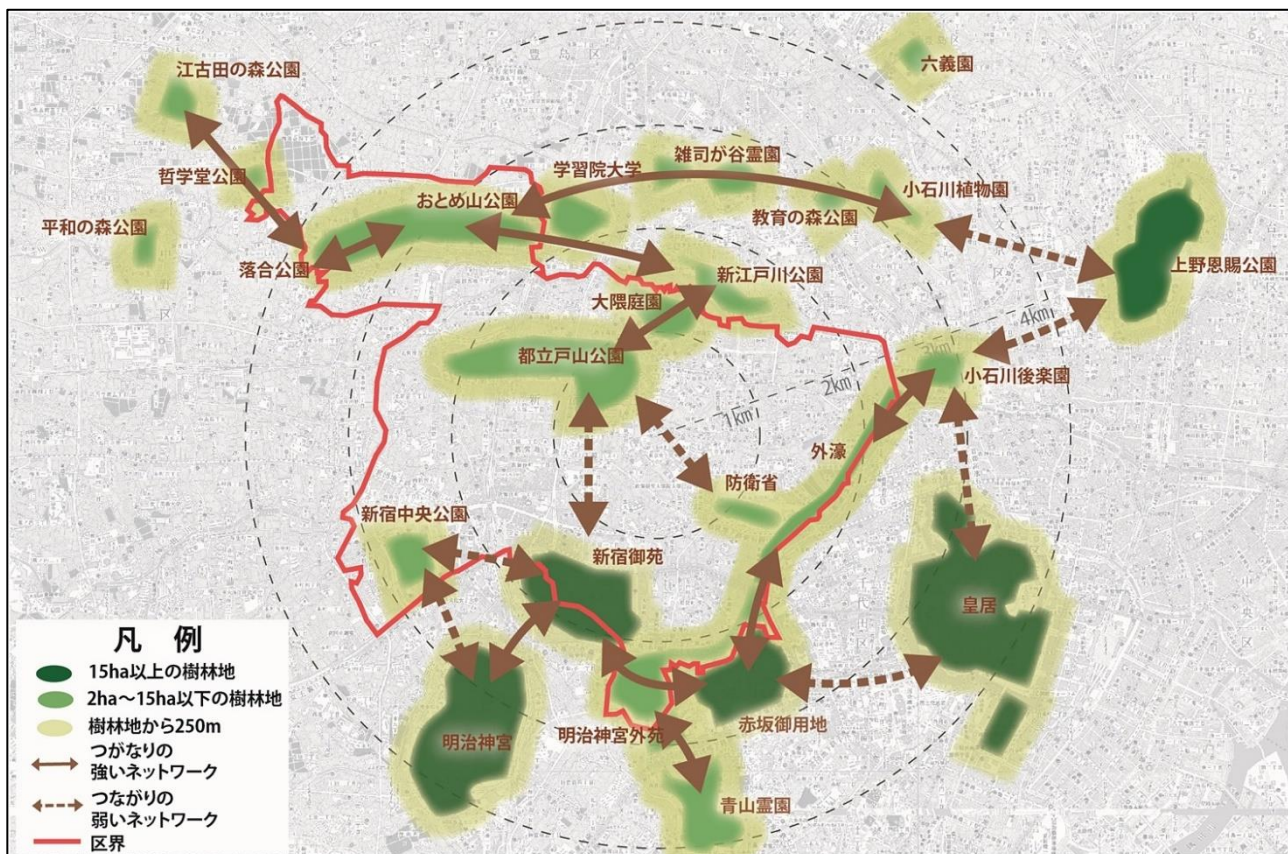


図 3-4-1 コゲラを指標としたエコロジカルネットワーク例

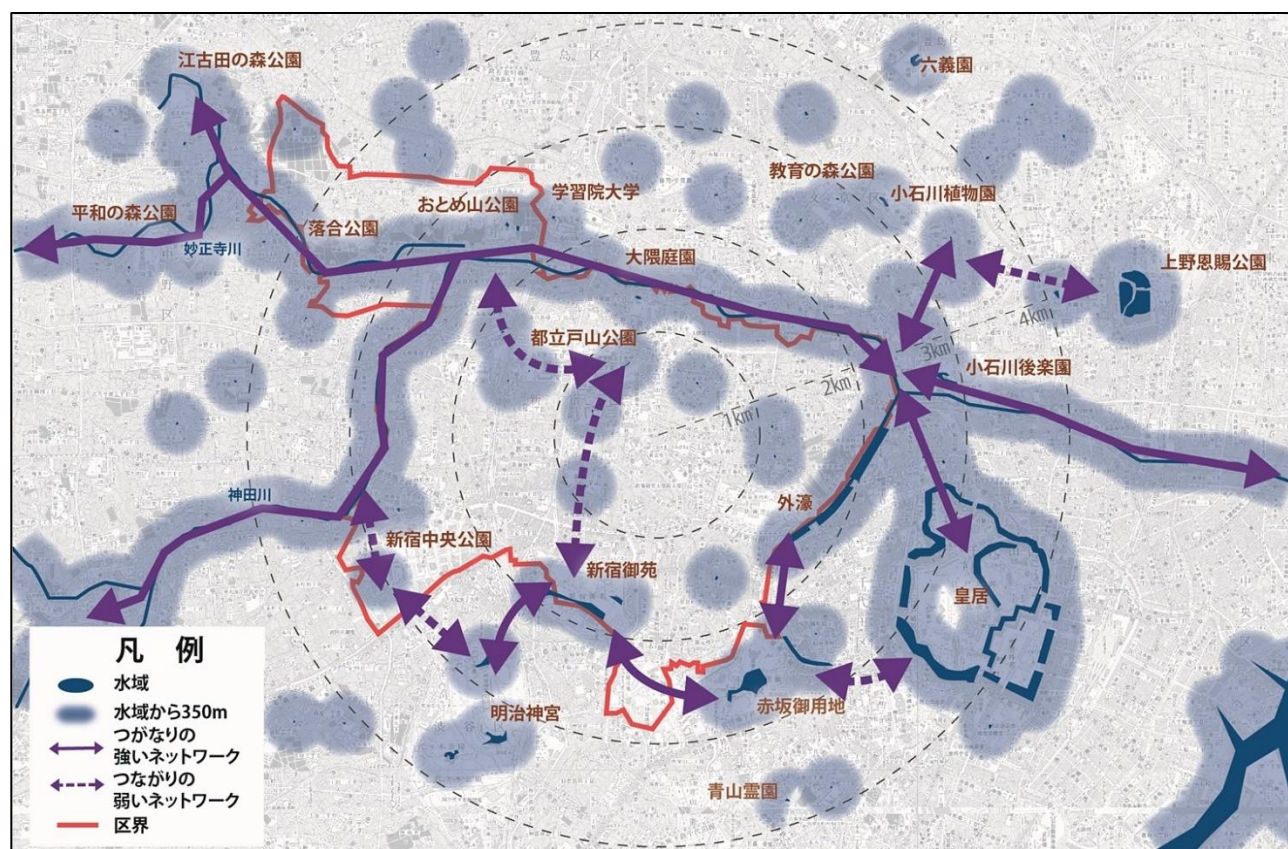


図 3-4-2 シオカラトンボを指標としたエコロジカルネットワーク例

3) 広域のエコロジカルネットワーク

①ネットワーク図

新宿区の生物多様性の周辺との係わりを、西は小金井公園、東は海浜エリア、北は荒川、南は多摩川付近まで広げて簡易的に緑地や水域のつながりを図3-5に示しました。

新宿区とのつながりをみた場合、水域においては、神田川が主要な役割を担っているため、神田川の集水域を一つのまとまりとしました。西側の井の頭公園に水源があり、善福寺川や妙正寺川など幾つかの支川を取り込み、隅田川に流れ、海へとつながっています。

②ネットワークの形成手法

緑地をみると、水域と同様に、河川によって緑地が連なっているため、そこへのコリドー（移動空間）があれば、新宿区などの市街地においても、生物の多様性が高まると考えられます。広域なコリドーの形成のためには、より広域な自治体等との連携をすすめます。

③ネットワーク例

- ・アユ、ボラ、モクズガニなど海との間を移動する生き物が神田川の新宿区内のエリアでも見られ、東京湾とのつながりを示しています。
- ・カワウ、コサギ、イソシギ、カワセミなどの移動範囲の広い水鳥が河川や公園の池でも見られ、周辺の水域とのつながりを示しています。

④より広域なネットワーク例

- ・ツバメ、ウグイス、オオルリ、キビタキなど春に南の国からわたってくる夏鳥が見られます。
- ・マガモ、オナガガモ、ジョウビタキ、ツグミなど秋に北の国からわたってくる冬鳥が見られます。
- ・ハヤブサ、チョウゲンボウ、サシバ、ハイタカなど移動範囲の広い猛禽類も見られます。

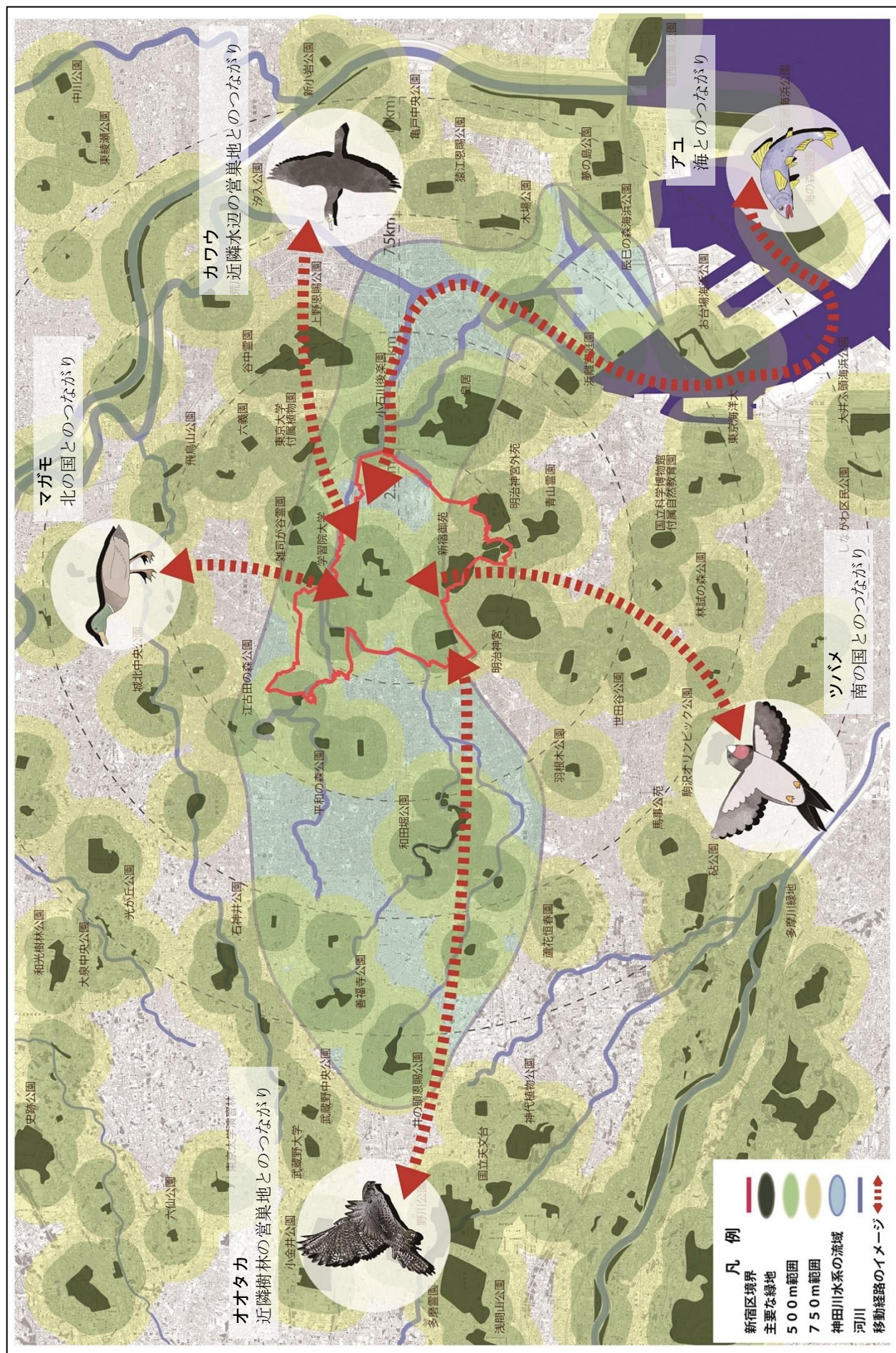


図3-5 広域のエコロジカルネットワーク例

6. 行動方針

基本方針の具体的な実現のための方向性を、21の行動方針として整理し、それぞれの行動方針ごとに個別施策の展開例を示しました。

また、個別施策の重点的な取組みの中から、本計画を先導する特に重要な施策をリーディングプロジェクトとして選定しました。

(1) 施策の体系

21の行動方針を、前計画と比較した変化を【新】、【拡】、【継】の3つで表記しました。

- ・【新】：新しく展開する施策
- ・【拡】：事業を拡大する施策
- ・【継】：これからも継続して実施する施策

1) 施策の展開例

21の個々の行動方針ごとに主な施策の展開例を示しました。これらの施策については、取組みの重要度別に以下の4区分で示しました。

- ・リーディングプロジェクト：重点的な取組みの中の特に計画を先導する施策
- ・重点的な取組み：早期実現をめざし重点的に取組む施策
- ・期間中の実現を努力：計画期間中の実現をめざす施策
- ・将来の実施を検討：実施をめざし、検討を行っていく施策

2) 施策の体系図

施策の体系を図3-6に示します。

図 3－6 施策の体系



(2) リーディングプロジェクト

リーディングプロジェクトは、本計画を先導する特に重要な施策として、今回の改定にあたっての4つの視点に関わるものや区が率先して進めていくべきものを、個別施策の重点的な取組みから選定し（**公共施設**）、（**民有地**）、（**公園**）、（**魅せるみどり・見える緑**）、（**生物多様性**）の5つの分野別の展開の取組みとしてまとめたものです。

展開1 公共施設での取組み

公共施設において、率先して緑化の推進を図るとともに、土地の記憶としての街路樹の更新を図り次世代につなげていく。

公共施設での緑被率 25%緑化とさらなる量の確保（行動方針Ⅱ－1）

- ・ 個々の公共施設の新設、改修の際には、緑化計画書制度を活用して緑被率25%の確保を目指す。
- ・ 緑被率の低い区有公共施設を対象に緑化をすすめる。

次世代につなぐ街路樹の更新（行動方針Ⅲ－4）

- ・ 土地の記憶の一つである街路樹を次世代につないでいくための手法の検討と整備をすすめる。

展開2 民有地での取組み

民間の貴重な緑地を保全するとともに、新たな創出や公開を行い、公園的な空間として活用していく。

みどりの保全モデル地区の指定（行動方針Ⅰ－1）

- ・ 落合地域で、支援制度を手厚くするなどインセンティブの付与を行うみどりの保全モデル地区指定をすすめる。

保護樹木の指定の推進（行動方針Ⅰ－2）

- ・ 候補樹木の実態調査などによる保護樹木の発掘と指定をすすめる。
- ・ 特に良好なものは、「特別保護樹木」や「公共施設保護樹木」の指定をすすめる。
- ・ 維持管理の支援制度の充実などによる指定へのインセンティブを高める。

公園以外のオープンスペースの確保（行動方針Ⅳ－4）

- ・ 社寺、企業、大学等のみどりを身近なみどりとして地域に開放し、公開空地と合わせて地域の庭としての活用をすすめる。
- ・ 区内の貴重なみどりの残る民有地や使われていない遊休地を、市民緑地制度等を活用して公開をすすめる。

展開3 公園での取り組み

公園において魅力の向上を図り、多様なニーズに応じていくとともに、計画的な施設の更新による効率的な公園の整備、管理をしていく。

新宿中央公園の魅力向上（行動方針Ⅳ－１）

- ・「新宿中央公園魅力向上推進プラン（平成29年9月策定）」に基づき、新宿中央公園に魅力ある多彩な「みどり」の空間をつくり、多様な活用を図る。また、公募設置管理制度やネーミングライツなどの手法を用いて、民間事業者のアイデア、ノウハウ、資金を活用した公園の整備・運用を図る。

公園施設等の計画的な更新（行動方針Ⅴ－３）

- ・効率的な公園施設の更新・維持管理を図るため、公園施設等に関する維持管理計画を策定し、計画的な更新等を進めていく。

展開4 魅せるみどり、見える緑の取り組み

特徴のあるみどりや歩きながら目に見える緑を増やし、実感としてのみどりの増加と魅力アップを目指す。

魅せるみどりの推進（行動方針Ⅲ－３、行動方針Ⅳ－２）

- ・緑の有無や地域のバランス等を考慮して、公園をはじめとした公共空間での花の名所づくりをすすめる。（行動方針Ⅲ－３）
- ・神田川、外濠、妙正寺川沿いの桜並木を、みずとみどりの名所としてライトアップする。（行動方針Ⅳ－２）

見える緑の推進（行動方針Ⅱ－２）

- ・緑視モデル地区の指定をすすめる。
- ・様々な緑化手法による見える緑のガイドラインを作成する。

展開5 生物多様性の取り組み

人間の生存基盤である自然の恵みについての理解を深めるため、そのきっかけとなる事業の展開を図る。

区民の森を活用した自然観察会等の実施（行動方針Ⅳ－３）

- ・主に、おとめ山公園や新宿中央公園の森、沼田市や伊那市及びあきる野市等の新宿の森を活用した自然観察会や生き物調査をすすめる。

身近な生活における生物多様性の理解の推進（行動方針Ⅴ－２）

- ・文化や歴史と自然のつながりなどをふまえ、暮らしと生物多様性との関わりへの理解をすすめる。

第三章 施策の展開



神田川生き物調査



神楽坂の街路



中井周辺の住宅緑化



区民による植替え



新宿中央公園での田植



みどりの講座

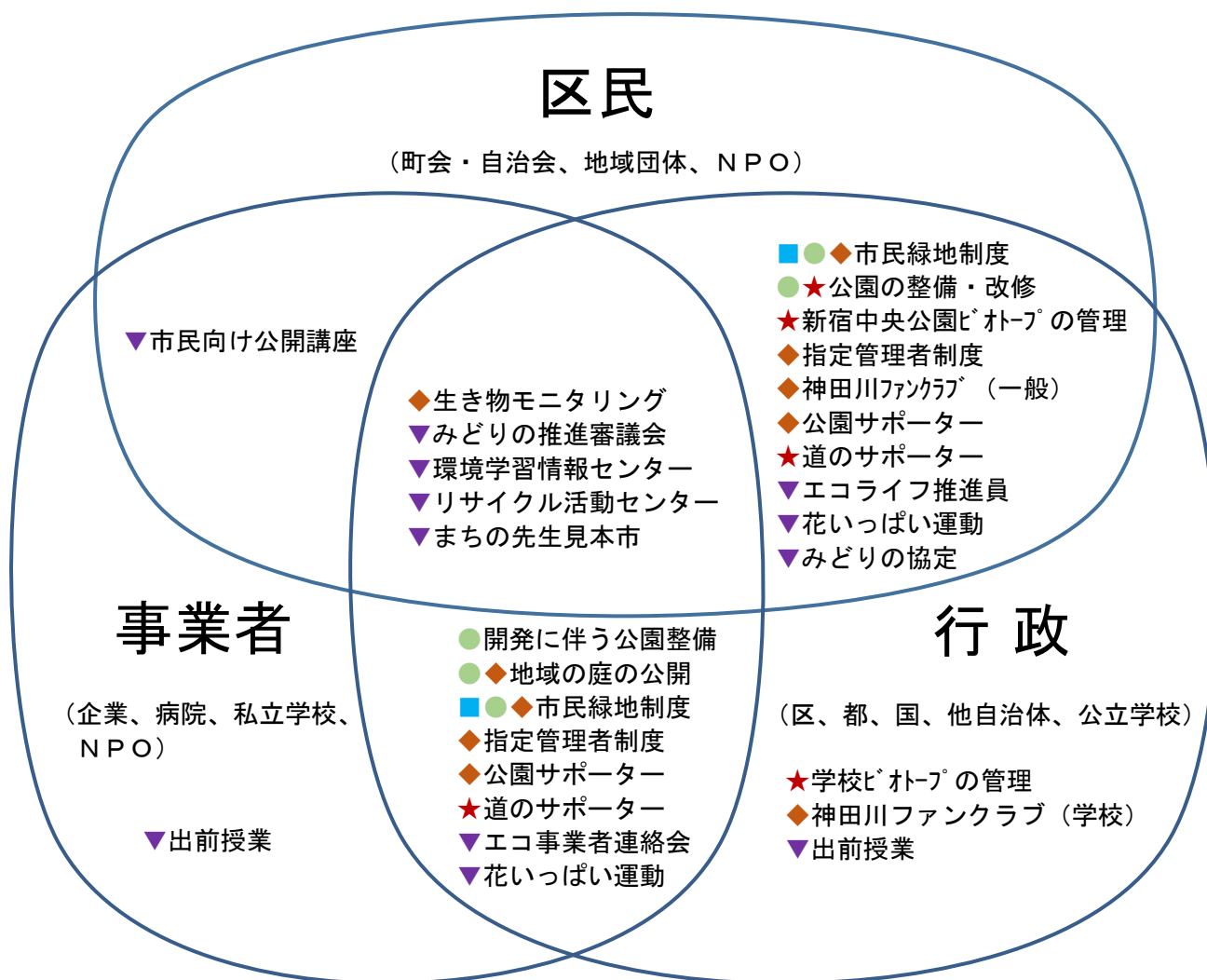
※新宿区の各地域での活動です。

1. 個別施策の展開

みどりの基本計画を具現化するための多様な主体との連携と、行動方針ごとの個別施策の展開を例示しました。

(1) 多様な主体との連携

施策の展開にあたっては、行政、教育機関、区民、事業者等の多様な主体との連携によりすすめます。連携のイメージについて、事例や制度を基本方針と重ね合わせ、次のように示します。(図3-1)



- 凡例
- : みどりの基本方針Ⅰ (地域の貴重なみどりを守る)
 - : みどりの基本方針Ⅱ (新たなみどりを増やす)
 - ★ : みどりの基本方針Ⅲ (特色ある美しいみどりをつくる)
 - ◆ : みどりの基本方針Ⅳ (みどりを活用する)
 - ▼ : みどりの基本方針Ⅴ (みどりの啓発としくみづくり)

図3-1 計画の主体のみどりの基本方針での連携事例

(2) 個別施策の展開例

1) 取組みの分類

施策の展開例は、取組みの重要度を以下の4区分で示しています。

- ・SS：リーディングプロジェクト：重点的な取組みの中の特に計画を先導する施策
- ・S：重点的な取組み：早期実現をめざし重点的に取組む施策
- ・A：期間中の実現を努力：計画期間中の実現をめざす施策
- ・B：将来の実施を検討：実施をめざし、検討を行っていく施策

2) 施策のチェックポイント

計画の理念の実現のために、本計画の定量的な目標を補完する5つの定性的なチェックポイントを設定します。

①新宿らしい美しさの実現と向上

新宿ならではの美しさを実現するためのポイント

色のあるみどりや香り、食、季節等のテーマ性を持ち、新宿の地域性のある樹木や花を優先的に保全、植栽。

②都心部ならではの生物多様性の確保

都心部での生物多様性を確保するためのポイント

学校ビオトープ、公開空地を活用し、新宿区の特性に配慮しながらその持続性を確保するとともに、周辺都市も含めた広域的な観点から生物多様性を確保。

③公園、緑地等の多様な利用

公園や緑地等の様々な利用をすすめるためのポイント

イベントの開催、未利用地の活用など、公園・緑地等の魅力を高めるための多様な利用を創出。

④安全・安心の確保

誰もが安全で安心して利用できる公園や緑地等の整備のためのポイント

公園の災害対応機能の向上、公園の見通しの確保、公園施設のユニバーサルデザイン化、みどりによる防災機能の充実。

⑤みどりの維持管理

大切なみどりを持続的に維持・管理していくためのポイント

みどりの維持管理に、サポーターをはじめ地域住民や企業、学校、NPOなど様々な主体、民間資金導入による公園の維持管理など協働の推進。

3) 目標等の可視化

計画の目標（P14 参照）と上記チェックポイントについて、各行動方針がどのように関わっているかを以下のバーのように可視化して表示します。

計画の目標					チェックポイント				
緑被率	みどり率	公園面積	実感	緑視率	新宿らしさ	生物	利用	安全	管理

4) 生態系サービスとの関わりの表示

生態系サービス（P9 参照）との主たる関わりを、個別施策ごとに表示します。

I 地域の貴重なみどりを守る

みどりが将来にわたって残るように努め、さらに、その質の向上を図るために、生物多様性の向上、外来種の除去などをすすめるとともに、豊かな自然が残る公共空間では、自然性の保持をすすめ、生息・生育地サービス提供の基盤となる貴重なみどりを守ります。

I-1 地区を定めみどりの保全を重点的にすすめる【拡】

供給・調整・生息・文化

〈内容〉

みどりの多い地域では、既存の貴重な高木等のみどりが開発等で失われないように、みどりを守る地区（みどりの保全モデル地区）の指定や民間資金の導入などの検討、地域ぐるみでみどりを保全するルールづくりをすすめます。



下落合2丁目の斜面緑地

〈施策例〉

SS みどりの保全モデル地区の指定

- ・落合地域で、支援制度を手厚くするなどインセンティブの付与を行うみどりの保全モデル地区指定をすすめる。

S 都市計画法等の活用による地域のみどりの保全

- ・落合地域でみどりを保全する地区計画等の検討をすすめるとともに、みどりの実態調査を踏まえて、他地域においてもみどりを保全する地区計画等の検討をする。

A （仮称）新宿森の30選の指定

- ・地域を代表する森の抽出を行い「（仮称）新宿森の30選」の指定をすすめる。

A 都市緑地法（特別緑地保全制度等）の導入の検討

- ・区内の良好な自然的環境を形成している緑地を、特別緑地保全地区や市民緑地として指定をすすめる。

A 斜面林の保全・景観としての活用方法検討

- ・斜面林が多い落合地域等の景観を活用できる「景観スポット」づくりをすすめる。

緑被率	みどり率	公園面積	実感	緑視率	新宿らしさ	生物	利用	安全	管理
-----	------	------	----	-----	-------	----	----	----	----

I-2 地域の貴重な樹木・樹林等を守る【拡】

供給・調整・生息・文化

〈内容〉

貴重な樹木や樹林、良好な生垣を守るため、保護樹木、保護樹林、保護生垣の指定をすすめます。また、保護樹木制度の見直しと、保護樹木等所有者への支援策の充実を図っていきます。



西向天神社の保護樹林

〈施策例〉

SS 保護樹木の指定の推進

- ・候補樹木の実態調査などによる保護樹木の発掘と指定をすすめる。
- ・特に良好なものは、「特別保護樹木」や「公共施設保護樹木」の指定をすすめる。
- ・維持管理の支援制度の充実などによる指定へのインセンティブを高める。

S 保護樹木の健全度調査の実施

- ・保護樹木の健全度を調査し、良好な維持管理に役立てる。

SS：リーディングプロジェクト S：重点的な取り組み A：期間中の実現を努力 B：将来の実施を検討

A 保護樹木等の指定対象の拡大の検討

- ・保護樹木等の指定基準の引き下げなどにより、指定対象の拡大を検討する。

A 「緑確保の総合的な方針」の推進

- ・東京都と区市町村で策定した「緑確保の総合的な方針」を着実に推進していく。

A 建築計画時の樹木の保全

- ・緑化計画書制度を活用し、既存樹木の保全をすすめる。

B 保護樹木の伐採防止や後継樹植栽などのしくみづくりの検討

- ・保護樹木移植助成制度による樹木の保護と古木や大木の世代交代を検討する。

B まちの記憶、地域の思い出となるみどりの保存・再生

- ・まちのシンボルとなる樹木や樹林の保存を図る。
- ・機会をとらえて、玉川上水や渋谷川などを含め歴史や文化にゆかりのある、まちの記憶に結び付くみどりの再生をすすめる。

I-3 生物多様性の保全をすすめる【新】

供給・生息・文化

〈内容〉

生物多様性を保全し、次世代につないでいくために、外来種への対策や湧水などの資源の活用をすすめます。さらに、グリーンバンクなどによる不要になったみどりの有効な活用をすすめます。



多様な緑地環境の整備（おとめ山公園）

〈施策例〉

S 外来種対策の推進

- ・外来種について、国や都の動向を注視する。
- ・環境に影響のある外来種について、必要に応じて対応を検討する。
- ・人に危険性のある外来種（セアカゴケグモ、ヒアリ、アライグマ等）について、関係機関と連携し対応していく。

S 生き物の生息環境の保全の推進

- ・様々な場面で生き物の生息環境への配慮を行い、その保全を図る。

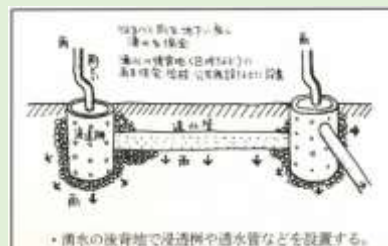
A 湧水の保全策の推進

- ・地域の貴重な湧水の保全と活用方法の検討をすすめます。

A みどりのリサイクルの推進

- ・未利用地等を活用するなどし、不要になった樹木を必要な人に斡旋するグリーンバンクの事業の実施を検討する。

生物多様性の保全例



「みどりによる生物生息環境形成計画」（平成7(1995)年3月）より

緑被率	みどり率	公園面積	実感	緑視率	新宿らしさ	生物	利用	安全	管理
-----	------	------	----	-----	-------	----	----	----	----

SS：リーディングプロジェクト S：重点的な取組み A：期間中の実現を努力 B：将来の実施を検討

II 新たなみどりを増やす

公共施設の緑化や公園の確保のほか、住宅地や商業地等の民有地でもみどりを増やすための方策をすすめていきます。さらに、歩きながら目に見えるみどりを増やしていきます。特に、商店街や都心部での新たなタイプのみどりとして、見えるみどりづくりを推進します。これらの新たなみどりを増やし、ヒートアイランドの緩和など、生態系サービスの向上をすすめます。

II-1 公共施設のみどりづくりをすすめる【拡】

内容

公共施設では、民間施設の緑化の模範となるように、緑被率 25%をめざした緑化を実施します。さらに、河川の護岸緑化など公共空間の緑化を推進します。



公共施設緑化事例
(せせらぎの里)

〈施策例〉

SS 公共施設での緑被率 25%の緑化とさらなる量の確保

- ・新設、改修の際には緑被率 25%の確保を目指す。
- ・緑被率の低い区有公共施設を対象に緑化をすすめる。
- ・屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化等、新たなみどりづくりをすすめる。

A 神田川の護岸緑化の推進

- ・遊歩道や護岸の緑化をすすめる。

A 既設の公共施設緑地の活用検討

- ・イベント開催、農業や環境学習等の場として活用をすすめる。
- ・地域住民参加による花壇づくりや季節ごとの植え替えイベントなどを検討する。

B 新たな緑化対象の発掘

- ・バス停や都電軌道敷等の緑化をすすめる。

緑被率	みどり率	公園面積	実感	緑視率	新宿らしさ	生物	利用	安全	管理
-----	------	------	----	-----	-------	----	----	----	----

II-2 見える緑をつくる【新】

〈内容〉

緑視率の低い地域や都心部や商店街等、緑が少ない地域で、歩きながら目に見える緑を増やします。



(矢来町の LA KAGU)

〈施策例〉

SS 見える緑のモデル地区指定の推進

- ・緑視モデル地区の指定をすすめる。

SS 見える緑のガイドラインの作成

- ・様々な緑化手法による見える緑のガイドラインを作成する。

S 駐車場での見える緑化推進

- ・フェンス緑化や単独の壁面緑化などへの補助金制度や補助基準を検討する。

S 見える緑の情報収集と発信

- ・見える緑の事例集など、情報発信をすすめる。

S 緑視率調査の継続実施

- ・見える緑を図る緑視率調査を定期的に実施する。

緑被率	みどり率	公園面積	実感	緑視率	新宿らしさ	生物	利用	安全	管理
-----	------	------	----	-----	-------	----	----	----	----

SS：リーディングプロジェクト S：重点的な取り組み A：期間中の実現を努力 B：将来の実施を検討

II-3 公園を新たに確保する【継】

〈内容〉

都市の骨格となる公園や生活に身近な公園等の確保を進めます。また公園等の確保にあたり、多様な主体との連携による整備を進めていきます。



開発事業により整備された公園
(大久保きんもくせい公園)

〈施策例〉

S 公民連携による公園等の創出

- ・開発事業等の機会を利用して、民間事業者と連携して、公園や公園的な空間（公開空地・市民緑地等含む）を創出する。

A 都市の骨格となる緑地・公園の整備

- ・「七つの都市の森」や「水とみどりの環」の拡充につながる公園の確保・充実を図る。

A 身近な公園等の確保

- ・公園が不足している地区及びその周辺で、優先的に公園及び公園的な空間の確保に努める。

B 未整備の都市計画公園の整備促進

- ・未整備の都市計画公園について、東京都や地域と調整を図り、整備に向けた取り組みをすすめる。

B 小規模・不整形な公園の改善

- ・小規模・不整形な公園について、使いやすさや安全性の向上を図るため、隣地の取得を検討し、敷地の整形化と改善をすすめる。

緑被率	みどり率	公園面積	実感	緑視率	新宿らしさ	生物	利用	安全	管理
-----	------	------	----	-----	-------	----	----	----	----

II-4 みどりを増やす制度の活用【拡】

〈内容〉

緑被率の少ない地域にみどりの推進モデル地区の指定をすすめます。さらに、緑化計画書制度を活用し、建築行為や開発に伴う既存樹の喪失を抑え、新たなみどりの創出を誘導します。



モデル地区での緑化事例

〈施策例〉

S みどりを増やしていくためのモデル地区指定の推進

- ・みどりの推進モデル地区の指定、拡大をすすめる。

S 緑化計画書制度の見直し

- ・緑化計画書制度を見直し、生物多様性の視点のさらなる導入や新たな緑化技術への対応、屋上農園や駐車場緑化等の柔軟な緑化手法の認定等によるより実効性の高いものとする。
- ・負担金制度の導入の検討をすすめる。

A 緑化基準以上の緑化を誘導

- ・大規模開発の時、緑被率 20%の確保と 25%への誘導をすすめる。

緑被率	みどり率	公園面積	実感	緑視率	新宿らしさ	生物	利用	安全	管理
-----	------	------	----	-----	-------	----	----	----	----

SS：リーディングプロジェクト S：重点的な取り組み A：期間中の実現を努力 B：将来の実施を検討

Ⅲ 特色ある美しいみどりをつくる

それぞれの地域特性を踏まえて、そのまちにふさわしい「特色ある美しいみどり」や「新宿ならではの生物の生息空間」を確保し、拠点となる新宿らしいおしゃれなみどりをつくります。また、広域的な観点からのネットワーク化を進めることで、区内外に生き物の生息・生育地サービスを提供していきます。

Ⅲ－１ 空中緑花都市づくりをすすめる【拡】

〈内容〉

都市化の進展により緑化余地の少ない新宿区で、みどりを増やす有効な手法である建物の屋上、ベランダ、壁面等の緑化を「空中緑花」と呼び推進していきます。



壁面緑化の例
(歌舞伎町)

〈施策例〉

S 屋上等緑化助成制度の活用・拡大

- ・屋上や壁面緑化工事費助成の対象を花壇や菜園等へ拡大し、より魅力ある支援制度としていく。
- ・公開性のある屋上緑化等への維持管理の助成制度を検討する。

S みどりのカーテンの推進

- ・ゴーヤやヘチマ等による壁面緑化を推進する。

S みどりを増やしていくためのモデル地区指定の推進

- ・屋上緑化推進モデル地区（新宿駅周辺地域等）の指定を引き続きすすめる。

A 緑化マニュアルの発信

- ・屋上菜園（エディブルガーデン）や最新緑化工法、事例の情報を発信する。

B 立体都市公園の整備

- ・地下施設や建物の屋上などを活用して立体都市公園の整備をすすめる。

緑被率	みどり率	公園面積	実感	緑視率	新宿らしさ	生物	利用	安全	管理
-----	------	------	----	-----	-------	----	----	----	----

Ⅲ－２ 魅力ある身近な公園をつくる【継】

〈内容〉

身近にある既存の公園の整備にあたり、地域のニーズに即した魅力ある公園にするため、協働による検討を行うほか、近接する公園との機能分担を図ります。



住民参加による公園管理の例
(葛ヶ谷公園)

〈施策例〉

S みんなで考える身近な公園の整備

- ・ワークショップ等を通じて、公園の整備内容から管理方法まで、地域住民と協働して検討を行い、公園づくりをすすめていく。

S 近接する公園の機能分担

- ・近接する複数の公園を一つの公園として考え、地区全体で多様な機能を提供できるように公園の整備を行う。
- ・幼児や児童、高齢者や障害者等が、安心して楽しめる身近な公園づくりをすすめる。

緑被率	みどり率	公園面積	実感	緑視率	新宿らしさ	生物	利用	安全	管理
-----	------	------	----	-----	-------	----	----	----	----

SS：リーディングプロジェクト S：重点的な取組み A：期間中の実現を努力 B：将来の実施を検討

Ⅲ－３ 新宿らしいおしゃれなまち歩きをすすめる【新】

〈内容〉

花の色や香り等を活用して新宿ならではの特徴のあるみどりづくりをすすめます。特に、みどりが少ない駅周辺やオフィス街では、区民や企業の参加によるおしゃれなまち歩きができるみどりづくりをすすめます。



新宿らしい街路景観の例
(新宿モア４番街のケヤキ)

〈施策例〉

SS 花の名所づくりの充実

- ・緑の有無や地域のバランス等を考慮して、公園をはじめとした公共空間での花の名所づくりをすすめる。

S 「美・香・味のある花壇づくり地区」の設定

- ・香る道づくりなど、街路樹下の多彩な花壇設置をすすめる。

A みどりの管理への民間の参加の推進

- ・区民による美しいみちづくりと道のサポーター制度を推進する。

A おしゃれなみどりづくりを推進

- ・新宿駅周辺の歩行者ネットワーク整備に伴う賑わい交流軸周辺の緑化をすすめる。

B おしゃれなみどりづくりの情報収集と発信

- ・おしゃれな緑化マニュアルや事例集の作成を検討する。

緑被率	みどり率	公園面積	実感	緑視率	新宿らしさ	生物	利用	安全	管理
-----	------	------	----	-----	-------	----	----	----	----

Ⅲ－４ 都市の軸となるりっぱな街路樹づくりをすすめる【拡】

〈内容〉

樹木を大きくするための維持管理や各々の場所に合った街路樹づくりをすすめ、まちの骨格となるみどりを創出していきます。また、土地の記憶の一つである街路樹を次世代に繋げていきます。



風のみちの例
(西新宿２丁目の街路)

〈施策例〉

SS 次世代につなぐ街路樹の更新

- ・街路樹を次世代につないでいくための手法の検討と整備をすすめる。

S 「環境軸」等の活用による沿道緑化の推進

- ・新しい都市計画道路での質の高い緑化を働きかける。

A 樹種と路線に応じた街路樹の維持・管理の推進

- ・路線毎の管理指針に基づき、大きく育てる剪定管理をすすめる。

A 「風のみち」「緑陰豊かな街路路線」を対象とした街路樹空間の創出

- ・沿道との連携で、歩きたくなるみどり豊かな歩道空間づくりをすすめる。

A 道のサポーター制度を活用した花壇・植樹帯の管理の推進

- ・道のサポーターである区民や事業者による道路の管理を一層すすめる。

緑被率	みどり率	公園面積	実感	緑視率	新宿らしさ	生物	利用	安全	管理
-----	------	------	----	-----	-------	----	----	----	----

SS：リーディングプロジェクト S：重点的な取組み A：期間中の実現を努力 B：将来の実施を検討

Ⅲ－５ 生き物の生息できる環境をつくる【拡】

〈内容〉

生き物と共生してふれあえる機会を増やし、自然への理解を深めるため、チョウ、トンボ等の身近な昆虫や野鳥を呼び入れる生き物の生息できる環境(ビオトープ)づくりをすすめます。



身近な昆虫の例
(落合公園の蝶)

〈施策例〉

S ビオトープ拠点の整備

- ・学校や公園でのビオトープの整備をすすめる。
- ・指標種の移動するルートと拠点を設定し、生物多様性の連携を図る。
- ・屋上やベランダでのビオトープの整備をすすめる。

A 管理運営への住民参加の推進

- ・ビオトープの住民管理を支援する。

A ビオトープの教育の場としての利用を拡大

- ・学校との連携によるビオトープ管理と環境学習を実施する。

A 広域的な連携の確保

- ・都立公園や新宿御苑をはじめ、周辺の自治体とも連携し、広域的なみどりのつながりを確保する。

緑被率	みどり率	公園面積	実感	緑視率	新宿らしさ	生物	利用	安全	管理
-----	------	------	----	-----	-------	----	----	----	----

新宿で見つかった生き物



カントウタンポポ



キンラン



ニホンヤモリ



タヌキ



モズ



アマガエル



サワガニ



ニホントカゲ



ノスリ

SS：リーディングプロジェクト S：重点的な取組み A：期間中の実現を努力 B：将来の実施を検討

Ⅳ みどりを活用する

生物多様性、防災時の拠点、文化歴史景観、都市のオープンスペースなど、みどりが持つ多様な機能がさらに発揮できるように公園緑地の整備をすすめ、安らぎや豊かの恩恵などのみどりによる文化的サービスを提供していきます。

Ⅳ－１ 公園の魅力を高める【新】

〈内容〉

居住者や就業者、来街者などによる様々なニーズにこたえ、質の高いサービスを提供していくため、民間のアイデアを活かした施設の運用や、公園の使用基準・利用ルールを見直すことで公園の多様な活用を図ります。



公園でのイベントの例
(新宿中央公園)

〈施策例〉

SS 新宿中央公園の魅力向上

- ・新宿中央公園において、「新宿中央公園魅力向上推進プラン（平成29年9月策定）」に基づき、魅力ある多彩な「みどり」の空間をつくり、多様な活用を図る。また、公募設置管理制度やネーミングライツなどの手法を用いて、民間事業者のアイデア、ノウハウ、資金を活用した公園の整備・運用を図る。

S 公園の使用基準等の見直し

- ・公園の使用基準や利用ルールの見直しを行い、公園の賑わいづくりや使いやすさにつなげていく。

A 公園サポーター活動の支援

- ・区民や事業者による公園サポーター活動を支援し、花壇の管理や公園の清掃などにとどまらない幅広い活動につなげることで、魅力的な公園づくりを行う。

A 地域コミュニティの拠点としての公園づくり

- ・人々が気楽に集まれる場所として、地域の祭りなど様々な賑わいのイベントといった活用につながる支援を行うほか、公園を活用したプレイパーク活動や健康づくりの活動やペット連れ利用者等の公園における活動（犬の飼い方教室等）の支援を行う。

A 特色ある公園づくり

- ・歴史や文化、みどり、周辺環境など、各公園が持つ特性を活かしながら、地域の利用ニーズに即した特色ある公園の整備を行う。

B 公民連携による管理運営方法の導入検討

- ・新宿中央公園以外の区立公園においても、民間事業者の創意工夫を活かした管理運営方法（指定管理者制度など）の導入を検討する。

緑被率	みどり率	公園面積	実感	緑視率	新宿らしさ	生物	利用	安全	管理
-----	------	------	----	-----	-------	----	----	----	----

Ⅳ－２ 親しめる水辺、アユが喜ぶ川づくりをすすめる【拡】

〈内容〉

神田川や妙正寺川が、アユ等の水生生物が安心して生息できる環境とするとともに、区民が水辺に親しむことができる場所となるようにします。また、史跡でもある外濠の親水空間として活用を検討します。



神田川親水テラス

〈施策例〉

SS 区内のさくらの名所のライトアップ

- ・神田川、外濠、妙正寺川沿いの桜並木を、みずとみどりの名所としてライトアップする。

A 神田川ファンクラブの充実

- ・SNS や神田川写真展などで神田川ファンクラブの活動内容を発信したり、内容を更に工夫し河川への関心を高めるようにします。

A 神田川ふれあいコーナーや「神田川親水テラス」の活用

- ・神田川についての情報発信や流域の関連団体等の交流の場としての機能の拡大を検討する。
- ・神田川親水テラスのイベント期間以外の公開利用を検討する。

A 外濠の親水空間としての活用を検討

- ・周辺環境を含めた外濠の親水空間としての整備や活用をすすめる。

A 神田川生き物調査の充実

- ・区民参加によるアユ等の水生生物の調査や、観察会などの取り組みをすすめる。

B 河床や護岸の親水化の促進と河川管理用通路を散歩道として整備

- ・散歩道の整備と親水施設が展望できる景観ポイントの設定をすすめる。

B 神田川の親水性の確保

- ・神田川流域河川整備計画（平成 28(2016)年 3 月、東京都）を踏まえ、神田川の親水空間の整備を推進する。

緑被率	みどり率	公園面積	実感	緑視率	新宿らしさ	生物	利用	安全	管理
-----	------	------	----	-----	-------	----	----	----	----

指標種：生物モニタリング調査の際に、主として確認する生き物。

指標	鳥類	爬虫類	両生類	昆虫類	植物	その他
減少している種		ニホンカナヘビ	ニホンアマガエル	タマムシ	カントウタンポポ	
外来種		ミシシippアカミミガメ		アカボシゴマダラ	セイヨウタンポポ	アメリカザリガニ
分布拡大種				ナガサキアゲハツマグロヒョウモン	ノシラン	
身近な種（樹林環境）	コゲラ			カブトムシ	ノキシノブヤブミョウガ	
身近な種（草地環境）	ツバメ				ネジバナツユクサ	
身近な種（水辺環境）	カワセミカモ類					

SS：リーディングプロジェクト S：重点的な取組み A：期間中の実現を努力 B：将来の実施を検討

IV-3 区民の森の活用をすすめる【新】

〈内容〉

おとめ山公園や新宿中央公園、新宿の森（伊那市、沼田市、あきる野市）などを「区民の森」と位置付けて、散策や運動、遊び、自然の体験など、総合的に活用をすすめます。



区民の森での自然観察利用
(おとめ山公園)

〈施策例〉

SS 区民の森を活用した自然観察会等の実施

- ・自然の体験ができるイベントや自然観察会等の実施をすすめる。

S 生物モニタリングの実施と情報発信

- ・区民等による生物モニタリングと SNS や HP による情報発信を行う。

A 区民の活動の場としての利用の検討

- ・情報交流拠点の整備など、地域コミュニティや環境学習の場としての利用を検討する。

A 管理運営への住民参加の推進

- ・管理を通しての体験や環境教育の場として活用をすすめる。

緑被率	みどり率	公園面積	実感	緑視率	新宿らしさ	生物	利用	安全	管理
-----	------	------	----	-----	-------	----	----	----	----

IV-4 地域の庭等の公開をすすめる【拡】

〈内容〉

社寺、企業、大学、病院などの民有地にある緑地や空地及び公有地の未利用地などを、準公園的な場と位置付け、地域の庭（コミュニティガーデン）等として公開や活用を図ります。



大学の緑地
(目白大学の保護樹木)

〈施策例〉

SS 公園以外のオープンスペースの確保

- ・社寺、企業、大学、病院等のみどりの「地域の庭」としての活用をすすめる。
- ・区内の貴重なみどりの残る民有地や使われていない遊休地を、市民緑地制度等を活用して公開をすすめる。

A オープンガーデンの実施

- ・魅力的なみどりで飾られた庭や花壇、店先のグリーンディスプレイなどについて、所有者や管理者等と協力して整備、公表するなど、オープンガーデンとして多くの人に楽しんでもらえるようにする。
- ・優れたオープンガーデンの表彰や支援制度を検討する。

緑被率	みどり率	公園面積	実感	緑視率	新宿らしさ	生物	利用	安全	管理
-----	------	------	----	-----	-------	----	----	----	----

SS：リーディングプロジェクト S：重点的な取組み A：期間中の実現を努力 B：将来の実施を検討

V みどりの啓発としくみづくり

みどり豊かな新宿をつくるために、区民、事業者、NPOなどの多様な団体、区、国や東京都が連携し、互いに協力し、「みどり豊かなまちをつくり」、「安全安心なまちづくり」という共通認識のもとに、多くの人たちが参加でき、協働するしくみを築いていくことで、身近にある自然の恵みの理解をより深めていきます。

V-1 地域ぐるみで緑化をすすめる【拡】

〈内容〉

多様な主体の連携により、みどりとうるおいにあふれる地域環境を実現します。

〈施策例〉

S 集合住宅での緑化の推進

- ・数多くある集合住宅でのベランダ緑化等を推進する。

A みどりの協定の充実

- ・広報やモデル地区の指定により参加者の拡大に努めます。

A 緑化活動への民間の参加推進

- ・みどりのカーテンをすすめる。
- ・ハンギングバスケットやプランターでまちを飾る新宿花いっぱい運動をすすめる。

B 緑化リーダーによる地域の緑化推進

- ・みどりの協力員の登録、派遣のしくみを検討する。



区民の参加例
(みどりの協定)

緑被率	みどり率	公園面積	実感	緑視率	新宿らしさ	生物	利用	安全	管理
-----	------	------	----	-----	-------	----	----	----	----

V-2 生物多様性や緑化を普及奨励する【拡】

〈内容〉

みどりに関する様々な普及啓発により、区民が暮らしの中でみどりとふれあう機会を増やすと共に、みどりの保護や回復、創出、理解への啓発を行います。

〈施策例〉

SS 身近な生活における生物多様性の理解の推進

- ・文化や歴史と自然のつながりをふまえ、暮らしと生物多様性との関わりへの理解をすすめる。

S 区民・事業者への情報発信の推進

- ・ホームページやSNSなどを活用し、みどりの施策に関する情報の発信をすすめる。

S 民間の緑化の良好事例の表彰・公表

- ・建物緑化、住宅の生垣、ベランダ等の良好な緑化活動の表彰をすすめる。

A 区民が気軽に参加できるイベントの実施

- ・簡単な緑化講座、植栽体験イベント、写真コンテストなどを実施する。

A みどりの新宿30選の更新

- ・みどりの新宿30選の現況を把握し、公募による追加や廃止などを検討する。



文化と生き物のつながりの例
(新宿歴史博物館のパフレットより)

緑被率	みどり率	公園面積	実感	緑視率	新宿らしさ	生物	利用	安全	管理
-----	------	------	----	-----	-------	----	----	----	----

SS：リーディングプロジェクト S：重点的な取組み A：期間中の実現を努力 B：将来の実施を検討

V-3 安全安心に配慮したみどりをつくる【拡】

〈内容〉

公園があらゆる人々にとって利用しやすく、安全で安心して過ごせる場となるように、公園の整備や管理を行います。

また、地震や豪雨等の自然災害時に備え、公園の防災性の向上を図るとともに、樹木が持つ防災機能を都市に活かし、みどりによる安心のまちづくりをすすめていきます。



ユニバーサルデザインのトイレの例
(葛ヶ谷公園)

〈施策例〉

SS 公園施設等の計画的な更新

- ・効率的な公園施設等の更新・維持管理を図るため、公園施設等に関する維持管理計画を策定し、計画的な更新等をすすめていく。

S 公園における災害対応施設の整備

- ・避難場所（広域）に指定されている公園に、停電時でも点灯する公園灯などの災害対応施設の整備をすすめる。

S ユニバーサルデザインに配慮した公園づくり

- ・主要な園路や水飲み等の公園施設について、だれもが使いやすいユニバーサルデザインに配慮した公園づくりをすすめる。

S 清潔できれいなトイレづくり

- ・「清潔できれいなトイレづくりのための指針（平成 21(2009)年 4 月策定）」に沿って、清潔で誰もが利用しやすい、ユニバーサルデザインに配慮したトイレを整備する。また、併せて既設トイレの洋式化もすすめる。

S 公園の安全性の向上

- ・子どもが公園で安心して遊べるように、見通しの確保などによる安全性に配慮した公園づくりをすすめる。
- ・安全で快適な公園づくりをすすめていくため、公園施設の定期的な点検・調査を行う。
- ・公園の擁壁の定期点検及び改修・補修を行い、災害に強い公園の整備を図る。

A 省電力対応の照明への更新及び整備

- ・公園やトイレの照明について、明るくて省エネルギーである LED の使用を推進し、安全性の向上と CO₂ の削減を図る。

A 接道部緑化助成制度の見直し

- ・延焼防止のための隣地境界での植栽等助成等制度の見直しを検討する。

B 安全安心の情報の発信

- ・防災に効果のある植栽方法等の情報発信をする。

緑被率	みどり率	公園面積	実感	緑視率	新宿らしさ	生物	利用	安全	管理
-----	------	------	----	-----	-------	----	----	----	----

V-4 みどりの施策の基礎となる仕組みを充実する【拡】

〈内容〉

区のみどりの施策に対する総合的な調査・審議を行う機関として、新宿区みどりの推進審議会を運営します。また、多様な主体との連携や施策の基礎となる調査を実施します。



審議会の検討事項の例
(保護樹木)

〈施策例〉

S みどりの推進審議会の拡充

- ・みどりに関わる重要な事項の拡充と検討をすすめる。
- ・審議会委員の調査活動・視察の充実を図る。

S 連携事業を推進する団体等との協力

- ・環境学習情報センター、リサイクル活動センター、新宿エコ事業者連絡会、エコライフ推進員など連携により事業を行っている施設や団体等と協力し、まちの先生見本市などの連携イベントやふれあいトーク宅配便などによりや多様な主体との交流や連携をすすめる。
- ・国、東京都、近隣区等との連携をすすめます。

A みどりに関する調査の実施

- ・みどりの実態調査を5年ごとに実施する。
- ・自然環境調査を定期的に実施する。

緑被率	みどり率	公園面積	実感	緑視率	新宿らしさ	生物	利用	安全	管理
-----	------	------	----	-----	-------	----	----	----	----

V-5 みどり公園基金を活用する【継】

〈内容〉

「みどり公園基金」について、積立金の拡大を推進するとともに、基金の多彩な活用を図ることで、みどりの創出及び保全並びに公園等の充実を進めていきます。



みどり公園基金の活用の例
(おとめ山公園の拡張整備)

〈施策例〉

A 貴重な緑地や公園用地の確保

- ・豊かなみどりが残る樹林地の取得や公園の整備等に活用する。

A 用地買収・整備費以外への活用

- ・緑化助成金等への利用を検討する。

緑被率	みどり率	公園面積	実感	緑視率	新宿らしさ	生物	利用	安全	管理
-----	------	------	----	-----	-------	----	----	----	----

2. 地域別の展開

「基本方針」、「配置方針」及び「エコロジカルネットワーク」を受け、「行動方針」を各地域に展開するために、地域別に方針を示しその展開を例示しました。

1) 地域の区分

新宿区都市マスタープランでは、住民が身近に感じることができる日常の生活範囲として、特別出張所の所管区域を基本として、区全体を10の地域に区分しています。

地域別の展開では、この10の地域区分を基本として、みどりの観点から特性の似ている地域、みどりの広がりで繋がる地域を統合した次の6つの地域区分を設定します(図3-2)。統合した地域は、[落合第一・第二地域]、[簗笥・榎地域]、[柏木・大久保・若松地域]で、区のみどりの骨格である7つの都市の森が分断されないこと、また、住居系、商業系の土地利用特性やみどりの分布特性が似ている地域のまとまりとしました。

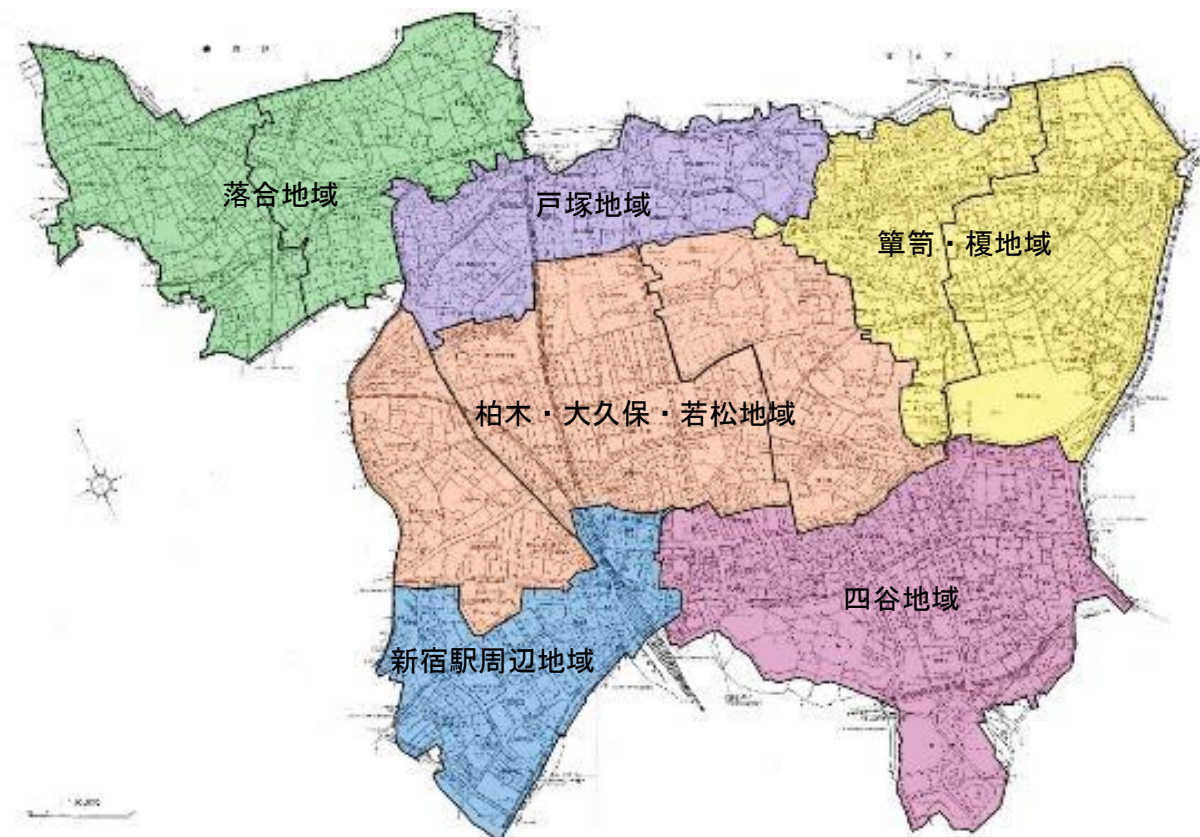


図3-2 みどりの6つの地域区分図

(1) 四谷地域「賑わいと歴史かおるみどりの連携」

歴史・文化的資源と公園の連携など歴史や文化とつながる緑化をします。

①みどりの現況と特徴

ア) みどりの現況

- ・緑被地：73.47ha（緑被率 22.67%）
- ・緑視率：平均 15.48%、全 10 地域の内 7 位
- ・まとまった緑地：新宿御苑、明治神宮外苑、外濠、学習院初等科等
- ・公園面積：634,890 m²で、区内公園の 54%
- ・主な公園：新宿御苑、明治神宮外苑、みなみもと町公園、若葉東公園
- ・花の名所：新宿御苑、明治神宮外苑、四谷見附公園等規模の大きい名所
- ・みどりの新宿 30 選：⑭四季の路、⑳四谷見附公園のプラタナスと迎賓館前広場、㉑絵画館前の白松となんじゃもんじゃの木、㉒新宿御苑の桜
- ・生物多様性拠点：主要拠点（新宿御苑、みなみもと町公園）、衛星拠点（保護樹林、社寺林等）

イ) まちづくりの現況

四ツ谷駅周辺、信濃町駅周辺、新宿通り等の駅周辺では、快適な歩行者空間や景観の創出、歩きたくなる風情のある賑わいのまちなみの創出をすすめており、併せて外濠、新宿御苑と明治神宮外苑の「水とみどりの環」と新宿通り、明治通りの「風のみち」周辺での景観形成をすすめています。



歴史あるみどり
(四谷見附公園)

ウ) 課題

1000 m²以上の広い公園が集まる一方、規模の小さな公園も多く立地しています。居住空間、商店街等で見えるみどりが少なく、駅周辺や「軸」を中心とした景観整備が必要です。

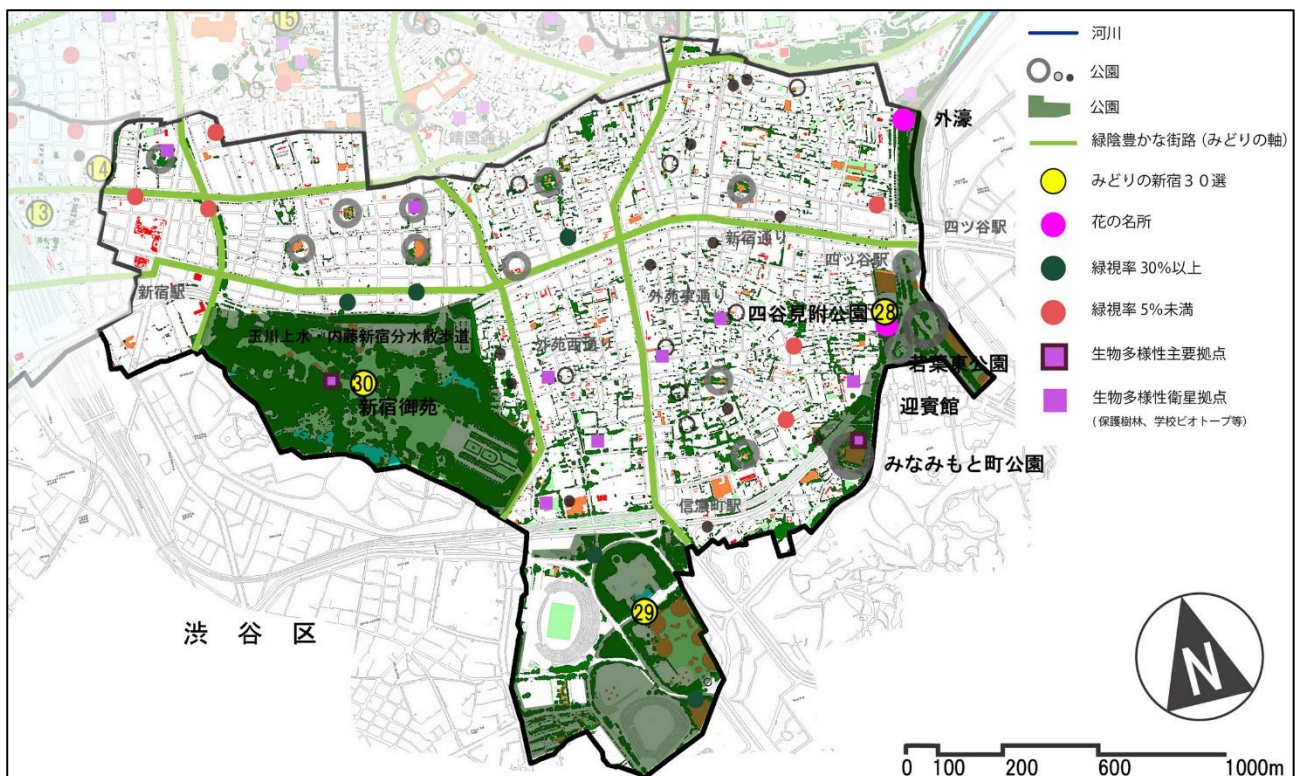


図 3-3 みどりの現況と特徴

②方針

ア) みどりのまちづくりの方針

- ・**みどりの骨格の形成**：外濠周辺、新宿御苑周辺と明治神宮外苑周辺の大規模公園を核として、散歩道の設定と沿道緑化をすすめます。また、明治神宮外苑地区を背景として、信濃町地区を含めたみどりの潤いと賑わいが調和したまちづくりをすすめます。
- ・**みどりの軸の形成**：新宿御苑から明治神宮外苑、新宿通りや明治通り、外苑東通りなどを歩きたくなる道として整備をすすめます。
- ・**みどりのモデル地区の指定**：新宿駅周辺を「屋上緑化等推進モデル地区」に、四ツ谷駅、信濃町駅周辺を「緑視モデル地区」に指定し、開発、建て替えに際して緑化を誘導します。
- ・**身近な公園の確保・充実**：数多くの歴史・文化的資源と公園との連携を深め、まちを訪れる人が歴史と文化の香りを楽しむとともに、住む人や働く人がゆったりと時間を過ごせる「憩いとやすらぎ」の環境を充実させていきます。
- ・**歴史と文化のみどりづくり**：「玉川上水・内藤新宿分水散歩道」の活用、新宿御苑周辺を「新宿御苑みどりと眺望保全地区」、外濠周辺を「歴史あるおもむき外濠地区」、四谷一丁目の新宿通り北側を「潤いと歴史かおる四ツ谷駅周辺地区」として、景観まちづくりをすすめます。
- ・**開発と連携したみどりづくり**：四谷駅前地区などでは「緑化計画書制度」などを活用し、オープンスペースやみどりの整備をすすめます。
- ・**花の名所づくり**：迎賓館、四谷見附公園、四谷1丁目へつながる動線上の住宅や民有地などに季節の花を使ったプランターを設置するなど、まちなかの魅力と回遊性を高めます。

イ) エコロジカルネットワーク

七つの都市の森、公園や神社林を主な拠点とし、街路樹を移動空間として、各拠点と空間の機能を高めます。特に区内の南北をつなぐネットワークを強化するために、南の拠点から防衛省、大日本印刷株式会社のみどりにつながる外苑東通りの緑化や四谷駅前地区の市街地再開発事業によって新たに生まれるみどりの拠点としての活用をすすめます。

- ・**生物例**：新宿御苑の多彩な生き物、内藤とうがらし



民有地のみどり
(信濃町の駐車場緑化)

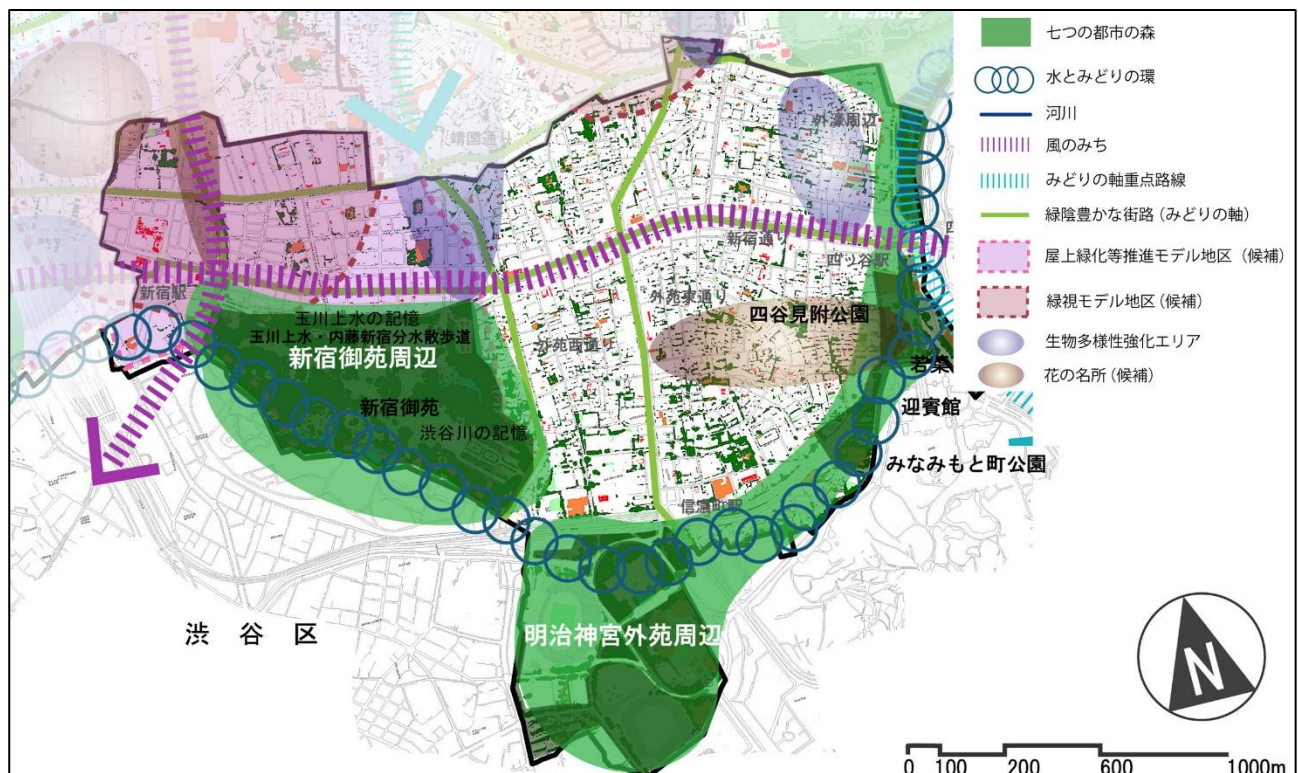


図3-4 地域別方針（四谷地域）

(2) 筆筈・榎地域「みどりの連携による街路景観の形成」

地域の中や周辺のみどりを結ぶ街路の良好な景観形成をすすめます。

① みどりの現況と特徴

ア) みどりの現況

- ・緑被地：筆筈地域は 34.61ha（緑被率 15.64%）
榎地域は 15.28ha（緑被率 10.98%）
- ・緑視率：筆筈地域は、平均 15.05%、全 10 地域の内 9 位
榎地域は、平均 14.38%、全 10 地域の内 10 位
- ・まとまった緑地：外濠、鶴巻南公園、白銀公園、早大通りの街路樹、済松寺等
- ・公園面積：42,992 m²で区内公園の約 4%
- ・主な公園：鶴巻南公園、白銀公園、牛込弁天公園
- ・花の名所：外濠、矢来公園、漱石公園等
- ・みどりの新宿 30 選：②⑩大隈講堂のヒマラヤスギと早大通り、②⑪幸國寺のイチョウ、②⑬牛込第三中学校のイチョウ、②⑭牛込警察署のイチョウとウバメガシ並木（大久保通り）、
②⑮（財）日本出版クラブのイチョウ、②⑯神楽坂通りのケヤキ並木、②⑰外濠の桜並木と神楽河岸のせせらぎ
- ・生物多様性拠点：主要拠点（外濠公園を含む外濠緑地）、衛星拠点（保護樹林、斜面・社寺林等）

イ) まちづくりの現況

地域の特徴である外濠や神田川の水辺や坂道等の自然の地形を活かし、人々が生き生きと生活、生産していけ、また、地域の数多く残る歴史的・文化的資源を活かしたまちづくりをめざしています。

ウ) 課題

緑被率と緑視率ともに区内で最も低く、また大規模な面積の「地域の中核となる公園」が不足しています。



漱石公園に隣接する漱石山房記念館

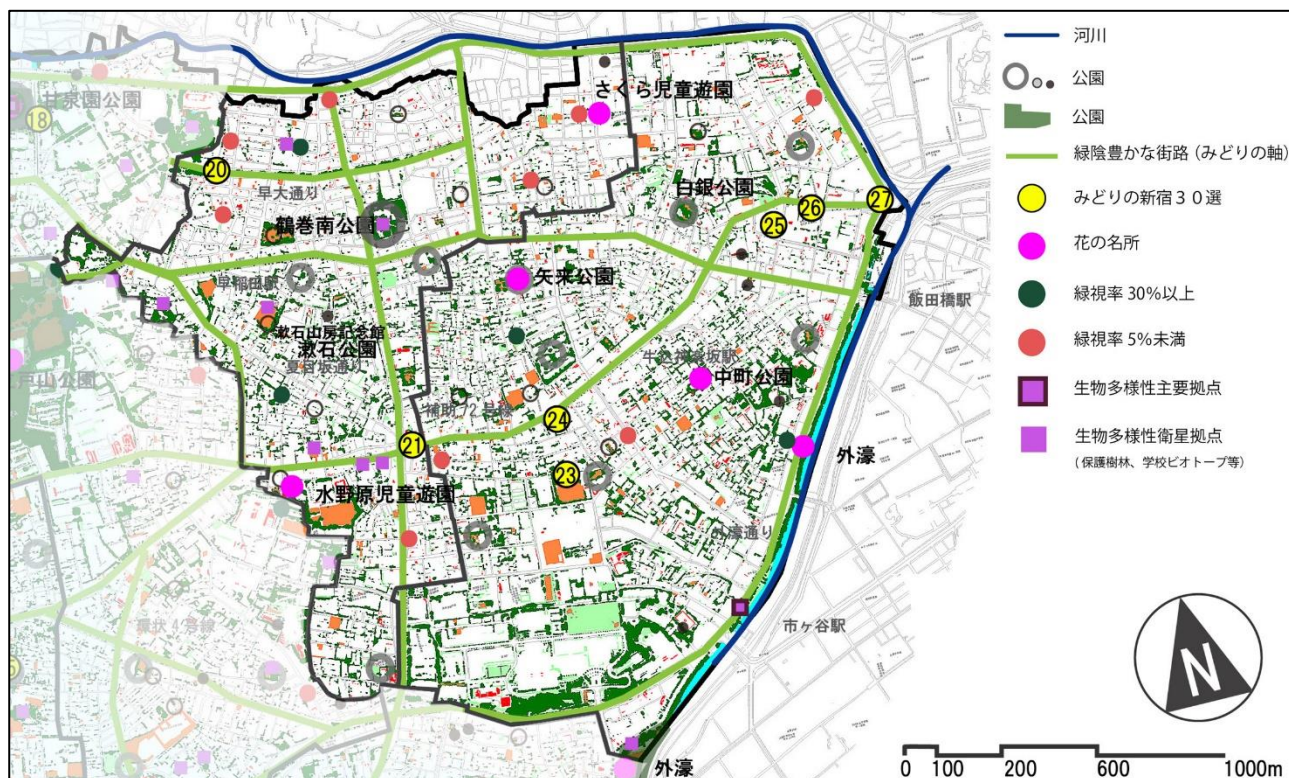


図 3-5 みどりの現況と特徴

②方針

ア) みどりのまちづくりの方針

- ・**みどりの骨格の形成**：「水とみどりの環」である外濠や神田川を区民が楽しめる施設として整備し、「七つの都市の森」でもある外濠は、「区民ふれあいの水辺」としての利用を検討します。
- ・**みどりの軸の形成**：外濠通りや大久保通り、外苑東通りや早大通りなどの街路樹の充実や早稲田通り等の幹線道路沿道の良好なみどりによる景観づくりをすすめます。
- ・**みどりのモデル地区の指定**：生垣や高木の植栽、草花による緑化を推進する「みどりの推進モデル地区」や「緑視モデル地区」の指定を行います。
- ・**身近な公園の確保・充実**：昔を偲ばせる町名・寺社・坂道・路地や文化人が過ごしたまちの歴史を活かしながら、公園づくりを行っていきます。また「公園の整備を促進するエリア」については、公園や公園的な空間を優先的に整備していきます。
- ・**歴史と文化のみどりづくり**：神楽坂地区や漱石山房記念館、夏目坂通りでの景観まちづくりをすすめます。
- ・**花の名所づくり**：周辺地域に存在する規模の大きい公園や緑地、河川へつながる道を対象に季節の花による接道緑化をすすめ、花道の名所とします。



花による接道緑化
(神楽坂周辺)

イ) エコロジカルネットワーク

外濠公園を含む外濠緑地と戸山公園、大隈庭園をつなぐ東西のネットワークについて、地域の斜面林や神社林、街路樹を移動空間とすることで機能を高めます。

- ・**生物例**：神田川のアユ、外濠の水鳥



図3-6 地域別方針(簞笥・榎地域)

(3)若松・大久保・柏木地域「つながるみどりのネットワークの形成」

戸山公園を核にしたみどりのネットワークをつくります。

①みどりの現況と特徴

ア) みどりの現況

- ・緑被地：若松地域は、36.02ha（緑被率 23.12%）
大久保地域は、31.23ha（緑被率 15.13%）
柏木地域は、15.68ha（緑被率 12.33%）
- ・緑視率：若松地域は、平均 18.24%、全 10 地域の内 4 位
大久保地域は、平均 15.48%、全 10 地域の内 7 位
柏木地域は、平均 20.86%、全 10 地域のうち 3 位
- ・まとまった緑地：戸山公園、百人町ふれあい公園等
- ・公園面積：244,116 m²で区内公園の約 21%
- ・主な公園：戸山公園、北新宿公園、百人町ふれあい公園
- ・花の名所：戸山公園、西武鉄道線路脇等
- ・みどりの新宿 30 選：⑦西戸山幼稚園のどんぐりの木、⑧百人町ふれあい公園、⑨北新宿公園のイヌザクラ、⑮西向天神の森、⑯新宿コズミックセンター横の通り、⑰戸山公園（箱根山・大久保地区）
- ・生物多様性拠点：主要拠点（戸山公園）、衛星拠点（東戸山小学校、保護樹林、社寺林等）

イ) まちづくりの現況

戸山公園や大久保通り、神田川などを核として、多文化共生に配慮し、周辺と連携した活力あるみどり豊かで歩きたくなるまちづくりをすすめています。

ウ) 課題

柏木地域の南側は公園が少ない一方、近年の再開発によって、民間のオープンスペースの設置がすすんでおり、連携を図っていく必要があります。

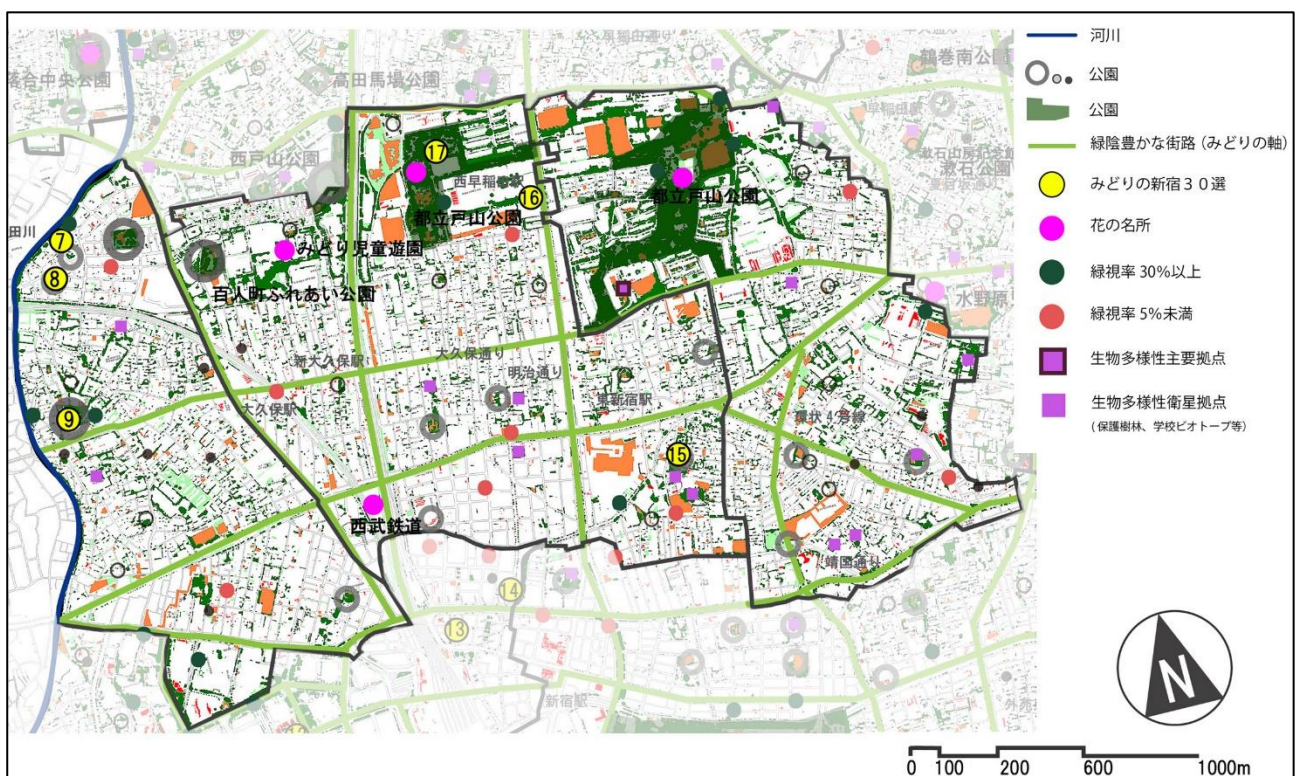


図 3-7 みどりの現況と特徴

ア) みどりのまちづくりの方針

- みどりの骨格の形成**：戸山公園を核として、西早稲田駅周辺の教育機関と連携することでみどりの充実を促進し、また、神田川護岸緑化の推進と親水性に配慮したみどりあふれる散歩道の充実などをすすめ、生物の生息にも配慮した環境の充実を図っていきます。
 - みどりの軸の形成**：明治通りや環状4号線などの街路樹の充実を図ります。
 - みどりのモデル地区の指定**：新宿駅から広がる商業地域に「屋上緑化等推進モデル地区」を指定し、開発、建替えに際して屋上緑化、壁面緑化を誘導します。
 - 身近な公園の確保・充実**：文化・スポーツ施設が充実し、多国籍の人々が集う街の特性を活かしながら、人々の交流拠点となる賑わいのある公園づくりをすすめます。また、環状第4号線の整備に伴い、公園配置の見直しをすすめるとともに、再開発によって設置された民間のオープンスペースとの連携を図っていきます。
 - 歴史と文化のみどりづくり**：ツツジの名所であった歴史を大切にし、特に大久保地域内では公共施設や公園等にツツジを植えるなど「大久保つつじ」を活かしたみどりのまちづくりをすすめます。
 - 開発と連携したみどりづくり**：市街地再開発事業の広場等により確保されるオープンスペースと、環状4号線の整備を契機とし、豊かな緑の創出と地域の防災性の向上を図ります。
 - 花の名所づくり**：南北にある大規模公園へつながる道路を花道の名所として整備をすすめます。さらに、路地が多い地域の特性を活かし、住宅や民有地と協定を結び路地の花道づくりをすすめます。
- 



明治通り沿いの壁面緑化
(早稲田大学周辺街路)

イ) エコロジカルネットワーク

新宿御苑、新宿中央公園と戸山公園、東戸山小学校をつなぐ南北のネットワークを保護樹林や、神社林、明治通りの街路樹を移動空間として、機能を高めます。

- ・生物例：戸山公園の野鳥、昆虫、成子ウリ

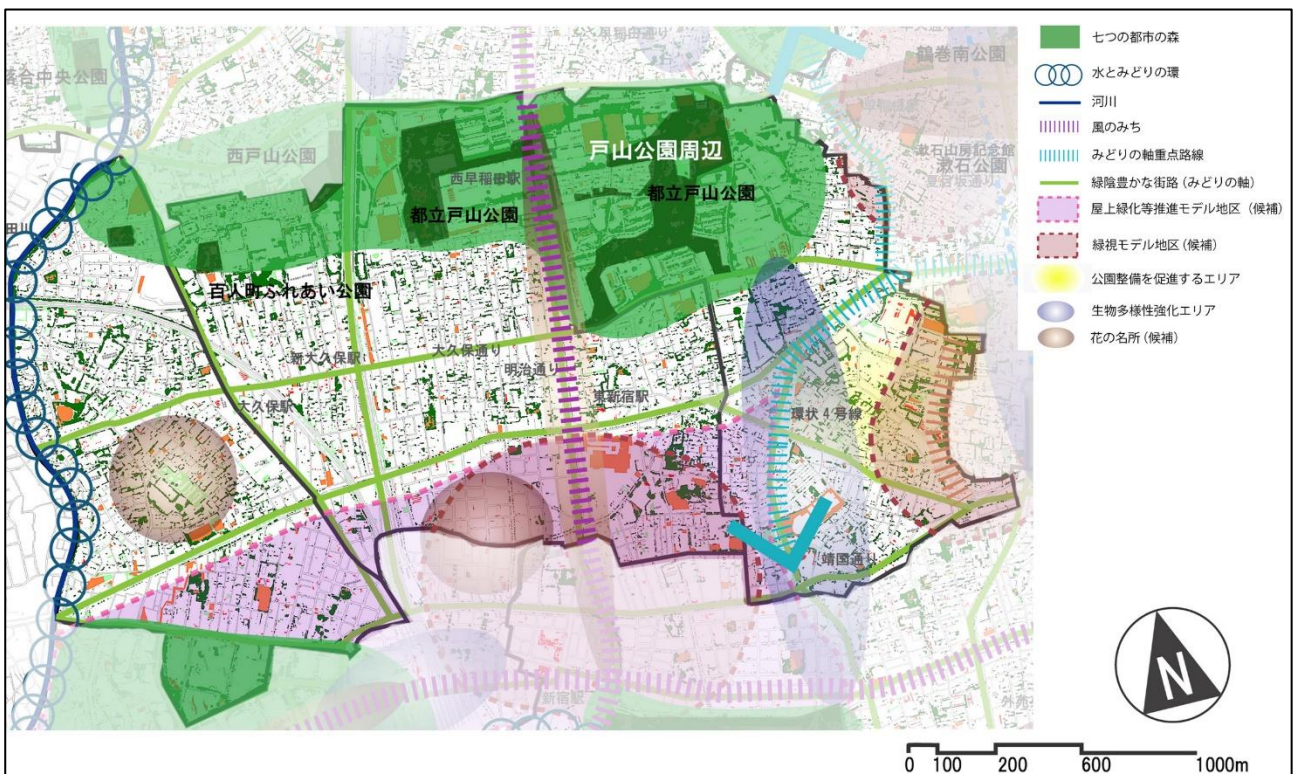


図 3-8 地域別方針（若松・大久保・柏木地域）

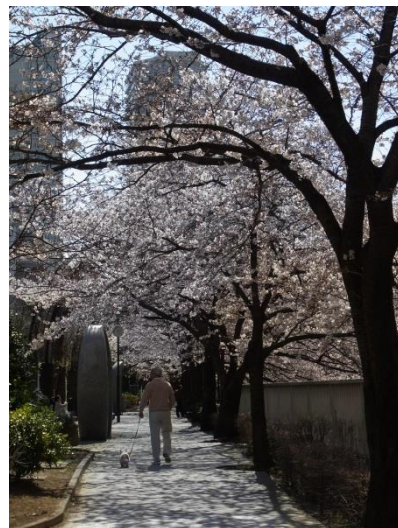
(4)戸塚地域「神田川とみどりの回廊の育成」

水とみどりに親しめる公園整備や神田川沿いを歩ける回廊をつくります。

①みどりの現況と特徴

ア) みどりの現況

- ・緑 被 地：30.45ha（緑被率 17.34%）
- ・緑 視 率：平均 16.38%、全 10 地域の内 6 位
- ・まとまった緑地：西戸山公園、高田馬場公園、甘泉園公園、早稲田大学、諏訪神社、茶道会館等
- ・公 園 面 積：49,747 m²で区内公園の約 4%
- ・主 な 公 園：西戸山公園、甘泉園公園、高田馬場公園
- ・花 の 名 所：甘泉園公園、諏訪公園等
- ・みどりの新宿 30 選：⑱甘泉園公園の紅葉と雪吊り、⑲神田川遊歩道の桜並木（西早稲田・北新宿・高田馬場地区）
- ・生物多様性拠点：主要拠点（甘泉園公園）、衛星拠点（保護樹林、斜面地の公園や学校、社寺林等）



桜の回廊（神田上水公園）

イ) まちづくりの現況

神田川の水辺や周囲のみどりは貴重な景観資源です。歴史的・文化的資源の掘り起こしや環境づくりをすすめ、みどりの多い品格のあるまち、障害者、高齢者、子どもなど誰もが住み良い、潤いのある安全・安心のまちをめざしています。また大学等との連携による活気あるまちをめざしています。

ウ) 課題

神田川沿いの桜並木の活用など、川を活かしたまちづくりが求められています。

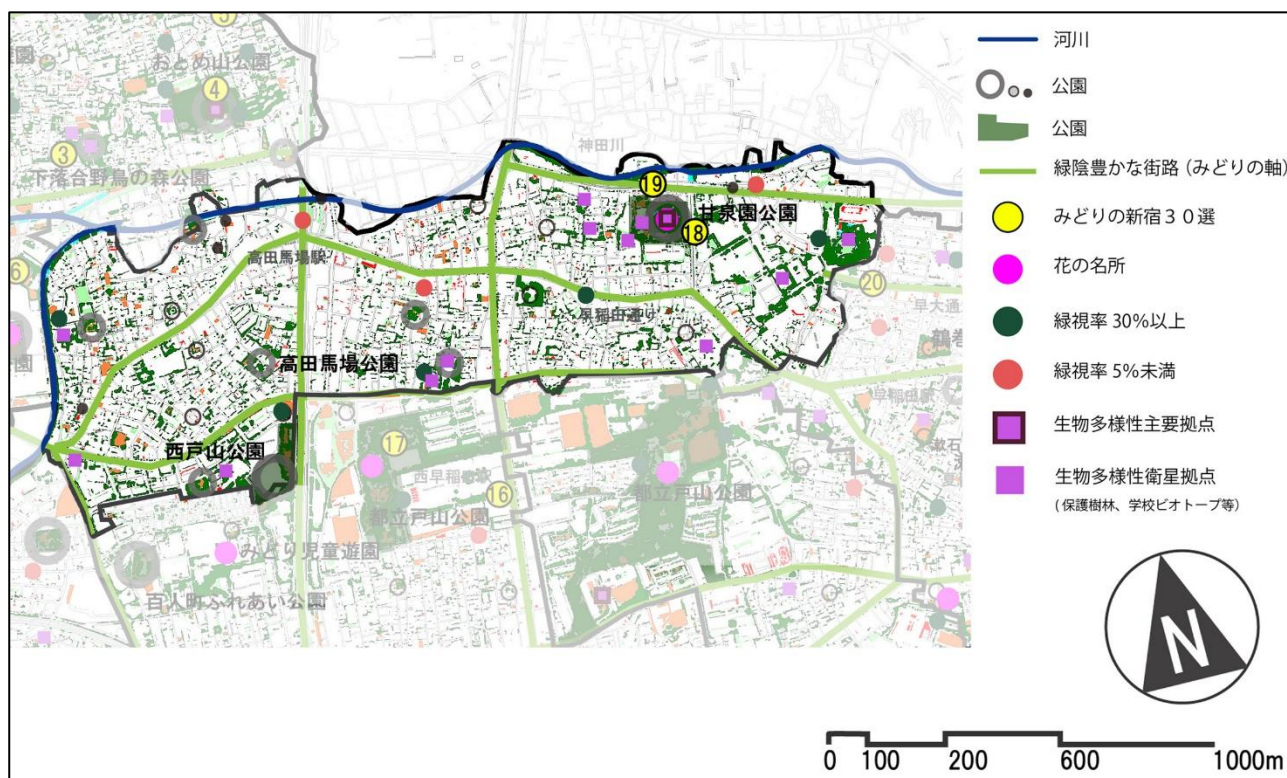


図 3 - 9 みどりの現況と特徴

②方針

ア) みどりのまちづくりの方針

- ・**みどりの骨格の形成**：風の道となる明治通りを中心に、地区を囲む3つの七つの都市の森と連携して、神田川遊歩道の整備などみどりの保全と充実を促進します。また、「水とみどりの神田川・妙正寺川地区」として景観まちづくりをすすめます。
- ・**みどりの軸の形成**：補助72号線や明治通りなどに緑量のある街路樹の充実を図ります。
- ・**身近な公園の確保・充実**：小規模な公園の個性を高め、誰もが使いやすい身近な公園づくりをすすめるほか、神田川沿いの公園については、「神田川流域河川整備計画」に沿って水とみどりに親しめる公園づくりを行います。
- ・**花の名所づくり**：東西をつなぐ早稲田通りと南北をつなぐ明治通りにおいて花を用いた沿道緑化をすすめます。また、坂道の路地が多い地域の特性を活かし、民有地と協定を結び季節の色のある斜面緑化をすすめます。神田川では桜のライトアップを行います。

イ) エコロジカルネットワーク

地域周辺にあるおとめ山公園、戸山公園と甘泉園公園をつなぐネットワークを保護樹林や神社林、神田川や明治通りと早稲田通りの街路樹を移動空間として、その機能を高めます。

- ・**生物例**：神田川のアユ、カワセミをはじめとした水鳥、甘泉園公園のサワガニ、早稲田ミョウガ



ツツジによる坂道の緑化（例）
（西早稲田3丁目）

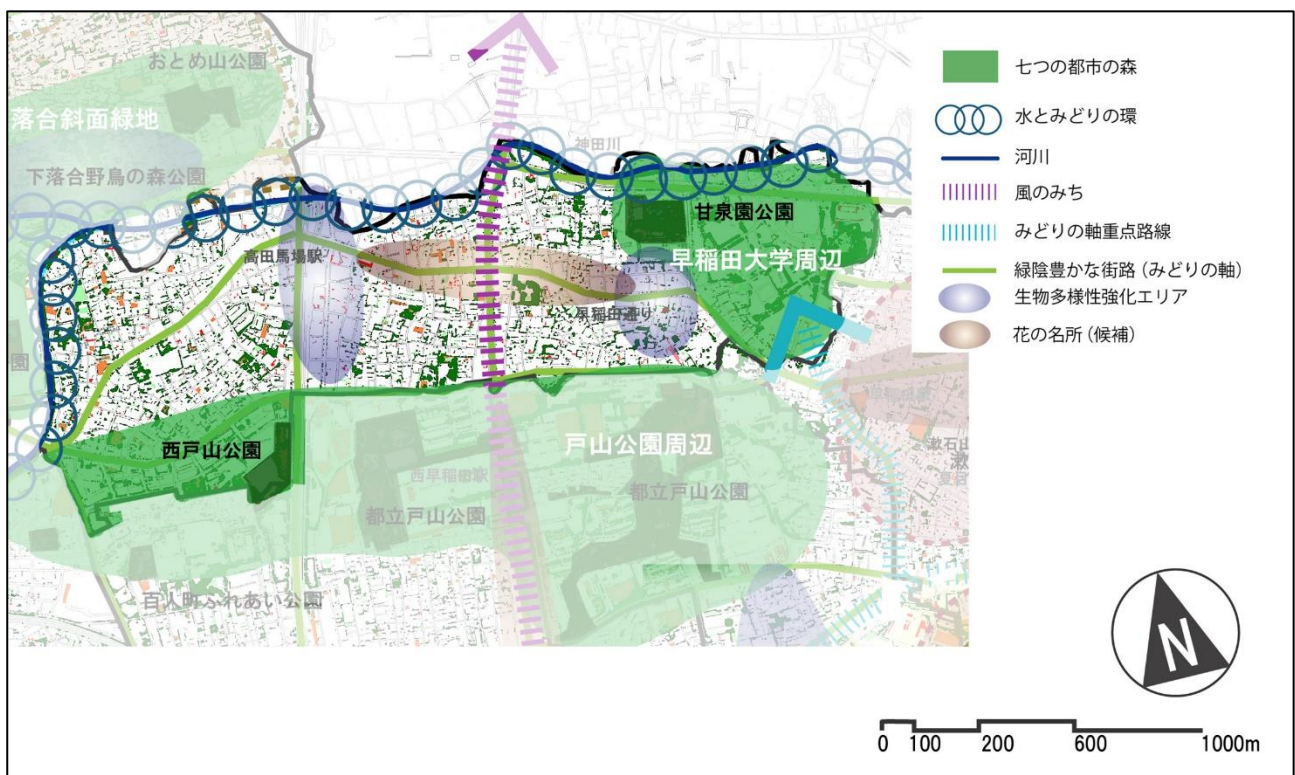


図3-10 地域別方針（戸塚地域）

(5)落合地域「まちなかに共存するみどりの保全」

おとめ山公園での散策・遊び・体験の機会の創出と既存樹林を保全します。

①みどりの現況と特徴

ア) みどりの現況

- ・緑被地：落合第一地域は、30.84ha（緑被率 19.43%）
落合第二地域は、23.06ha（緑被率 14.91%）
- ・緑視率：落合第一地域は、平均 18.09%、全 10 地域の内 5 位
落合第二地域は、平均 21.83%、全 10 地域の内 2 位
- ・まとまった緑地：おとめ山公園、下落合野鳥の森公園と薬王院のみどり、落合中央公園、妙正寺川公園、せせらぎの里等
- ・公園面積：109,642 m²で区内公園の約 9%
- ・主な公園：おとめ山公園、落合中央公園、妙正寺川公園
- ・花の名所：落合公園、落合中央公園、神田川の桜等
- ・みどりの新宿 30 選：①林芙美子記念館と四の坂、②西坂公園の桜と西坂、③薬王院のぼたん・しだれざくらと下落合野鳥の森、④おとめ山公園、⑤下落合二丁目の路傍樹（けやき）、⑥せせらぎの里
- ・生物多様性拠点：主要拠点（おとめ山公園、下落合野鳥の森公園）、衛星拠点（保護樹林、斜面地の公園や学校、社寺林等）

イ) まちづくりの現況

良好な低層住宅地が広がる地域であり、大正、昭和初期からの歴史、文化を踏まえ、貴重な住環境を保全し、住み続けたいとなる、みどり豊かなまちをめざしています。

ウ) 課題

樹林等の減少への対策が必要なほか、落合地域の一部に公園が不足する地域があります。



落合斜面緑地に位置するおとめ山公園

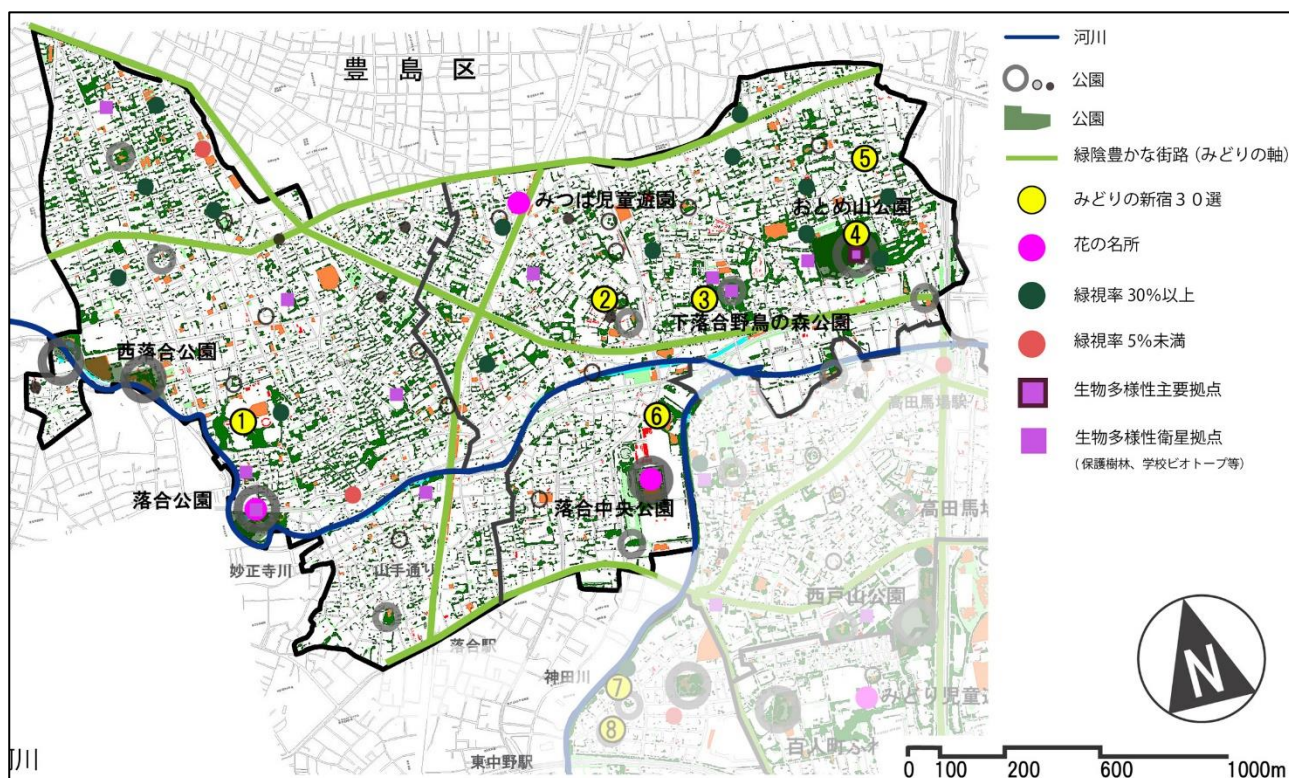


図 3-11 みどりの現況と特徴

②方針

ア) みどりのまちづくりの方針

- みどりの骨格の形成**：「落合の森保全地区」として、良好な坂道景観を誘導しつつ、落合斜面緑地や住宅地等まちのみどりを守り、増やし、充実するため、地区計画等「水とみどりの神田川・妙正寺川地区」として、良好な河川景観を誘導しかつ親水性に配慮した散歩道を充実するなどまちづくり制度の活用を検討します。
- みどりの軸の形成**：山手通りなどの街路樹の充実を図ります。
- みどりのモデル地区の指定**：落合斜面緑地のみどりの保全と充実をすすめるため、地区計画と合わせて、「みどりの保全モデル地区」の指定を検討します。
- 身近な公園の確保・充実**：落合斜面緑地や妙正寺川沿いに位置する公園などを活用し、区民が身近に自然を感じられる場を充実させていきます。また、「公園整備を促進するエリア」においては、優先的に公園や公園的な空間の確保に努めていきます。
- 花の名所づくり**：斜面林や住宅地の緑地が多い地域の特性を活かし、民有地と協定を結び、住宅のみどりと花色のあるまちの名所づくりをすすめます。



(中井2丁目)

イ) エコロジカルネットワーク

おとめ山公園、斜面地の公園や学校、神社林等を拠点に、神田川や街路樹を移動空間とし、各拠点と空間の機能を高めます。広域的観点からは、区の東側にある江古田の森公園（中野区）までのネットワークを考慮し、神田川での緑化を強化します。

- 生物例**：タヌキ、カワセミ

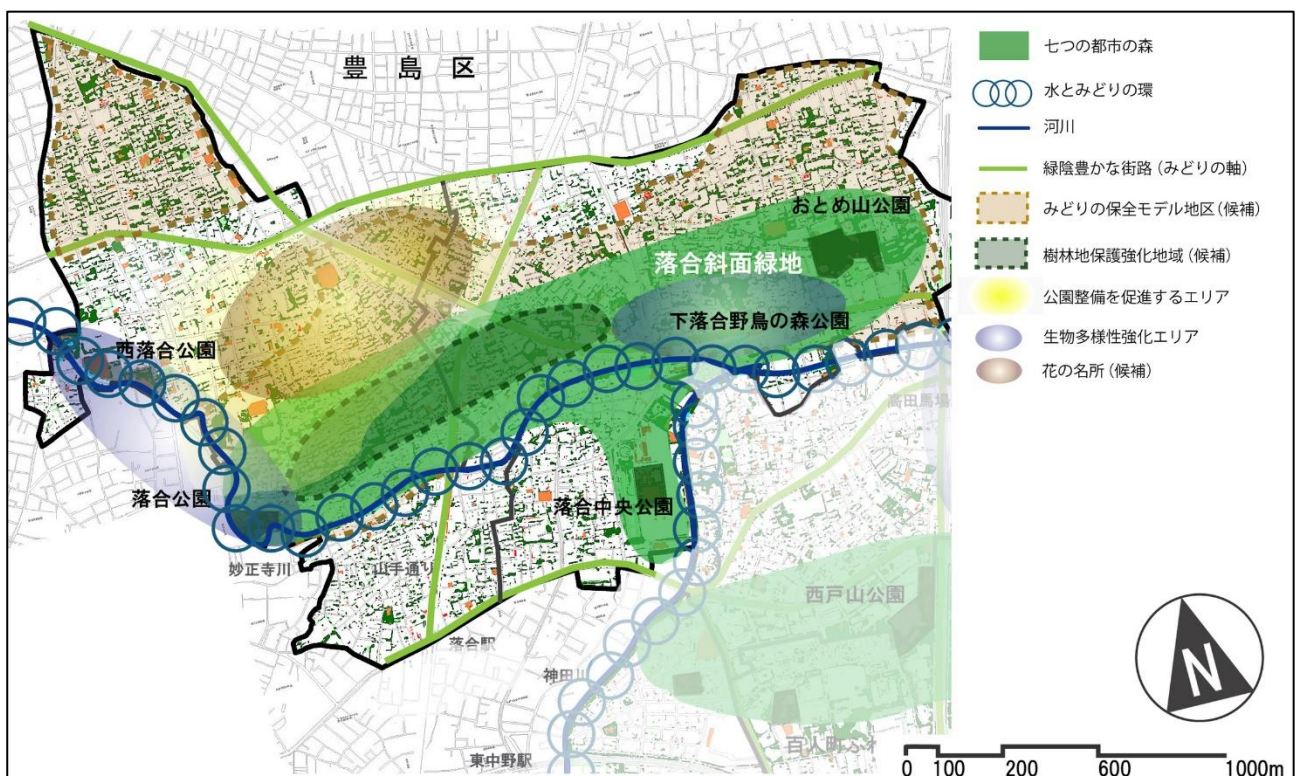


図3-12 地域別方針（落合地域）

(6)新宿駅周辺地域「都市ならではの魅力的な景観の形成」

新宿中央公園や都市開発と連携し魅力的な景観の形成をすすめます。

①みどりの現況と特徴

ア) みどりの現況

- ・緑被地：28.5ha（緑被率 17.55%）
- ・緑視率：平均 22.69%、全 10 地域の内 1 位で、平均より約 4.5%高い
- ・まとまった緑地：新宿中央公園等
- ・公園面積：94,789 m²で区内公園の約 8%
- ・主な公園：新宿中央公園、新宿遊歩道公園
- ・花の名所：新宿中央公園
- ・みどりの新宿 30 選：⑩新都心北通りのケヤキ並木、⑪新宿中央公園の高遠コヒガンザクラ、⑫京王プラザホテルの雑木林、⑬新宿駅東口広場とモア街のケヤキ（新宿モア四番街）、⑭四季の路（新宿遊歩道公園）
- ・生物多様性拠点：主要拠点（新宿中央公園）、衛星拠点（保護樹林、小学校や社寺林等）

イ) まちづくりの現況

生活・文化・商業・遊びの空間を「輪（わ）」状につなげ、人波がしなやかに流れるようにするとともに、人と人がふれあい「和（わ）」みあるまち、環境に配慮した「環（わ）」境にやさしいまちをめざしています。

ウ) 課題

新宿駅西口周辺や新宿中央公園の西側において、緑視率が低く、また区立公園が少ない状況ですが、一方で、1,000 m²以上の公開空地が多数設けられています。



生物の移動路となる街路樹
（西新宿 2 丁目）

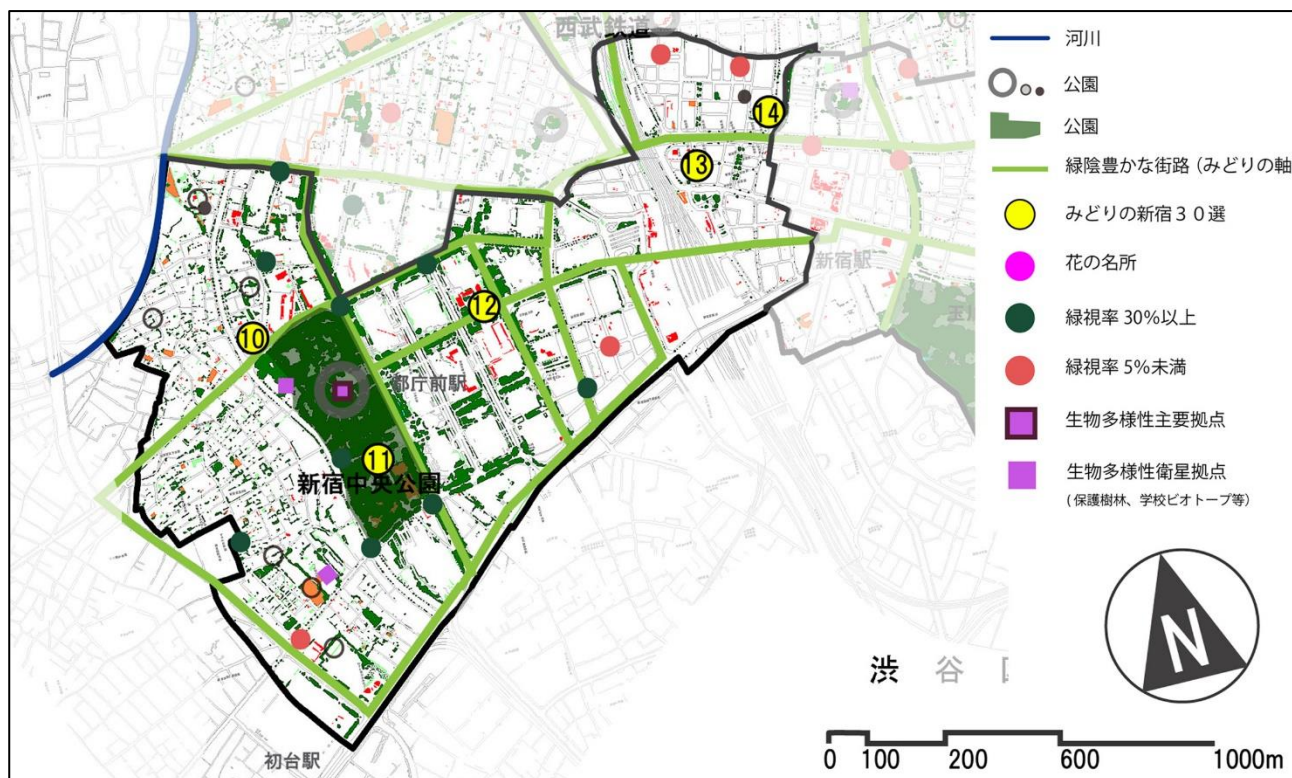


図 3-13 みどりの現況と特徴

②方針

ア) みどりのまちづくりの方針

- ・**みどりの骨格の形成**：新宿中央公園は、「新宿中央公園魅力向上推進プラン」に基づき、魅力ある多彩な「みどり」の空間をつくり、多様な活用を図ります。また、神田川の水と緑に親しめる整備を検討します。
- ・**みどりの軸の形成**：新宿通りや中央通り、山手通りなどのみどりや歩行者空間の充実を図ります。
- ・**みどりのモデル地区の指定**：商業地域に「屋上緑化等推進モデル地区」を指定し、開発、建替えに際して屋上緑化、壁面緑化を誘導します。
- ・**身近な公園の確保・充実**：住・職・学・遊の機能の集積した新都心エリアの特性を活かしながら、まちの様々な活動の拠点となり、人々を魅了する都市の活力や文化を生み出す源となる公園づくりをすすめます。
- ・**開発と連携したみどりづくり**：西新宿の再開発地域を中心に、緑化計画書制度や都市開発諸制度などを活用し、公園や公園的な空間などのみどりの創出をすすめます。また、新宿駅周辺整備の動向にも歩調を合わせ、地域の公開空地や屋上・壁面等の連携による魅力的な景観の形成やハンギングバスケット等の新宿花いっぱい運動をすすめます。
- ・**花の名所づくり**：新宿駅の西口から新宿中央公園につながる道路の緑化と合わせて、オフィスや商業施設、百貨店などの民間の参加も含めた花道づくりをすすめます。

イ) エコロジカルネットワーク

新宿中央公園を中心拠点に、高層ビルや街路樹を生物の移動空間とし、各拠点とのネットワーク機能を高めます。特に新宿駅を中心に西側から東側までの飛行動物のネットワークをビルの屋上緑化や壁面緑化などで強化していきます。広域的には、南側にある明治神宮へつながる道路緑化の充実をすすめます。

- ・**生物例**：ハヤブサ



歩道に接している民有地の花壇
(西新宿2丁目)

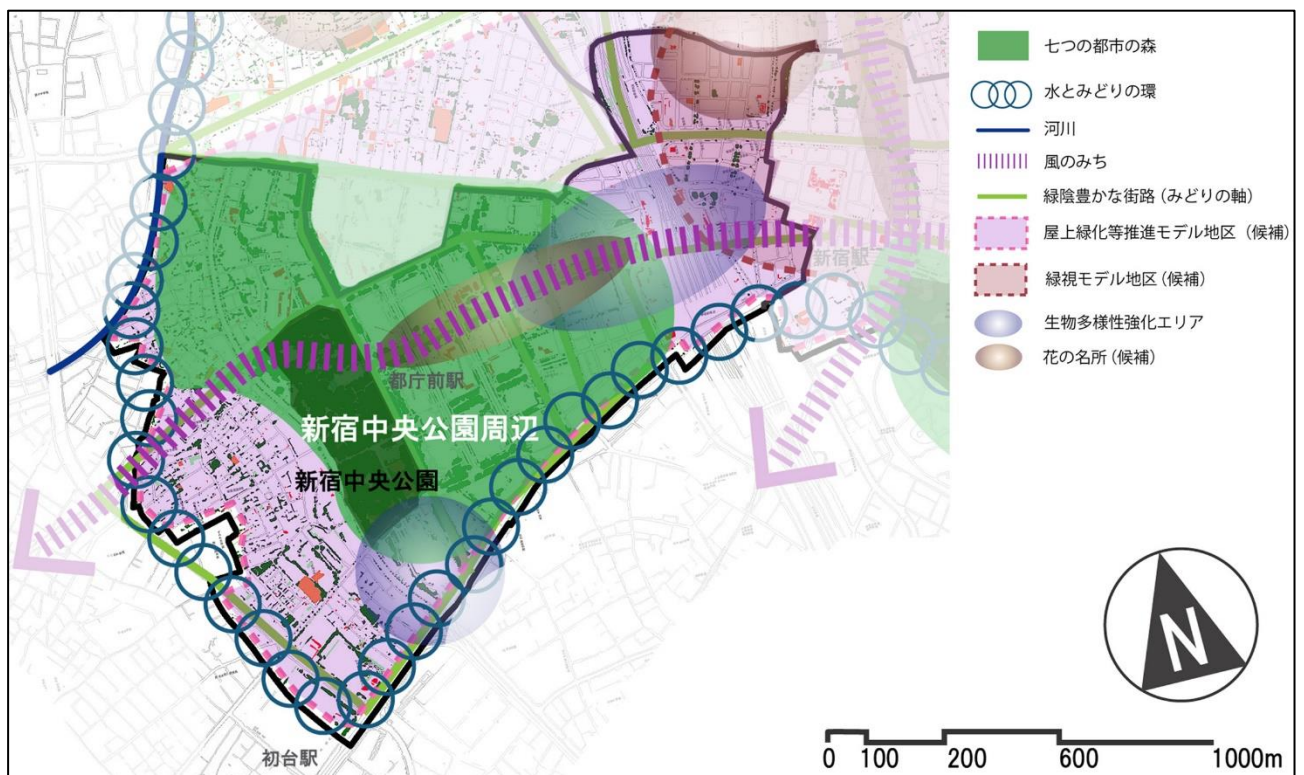


図3-14 地域別方針(新宿駅周辺地域)